

平成19年（2007年）紀北町6月定例会会議録

第 3 号

招集年月日 平成19年6月13日（水）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成19年6月20日（水）

応 招 議 員

1 番	東 篤布	2 番	中村健之
3 番	近澤チヅル	4 番	家崎仁行
5 番	川端龍雄	6 番	北村博司
7 番	玉津 充	8 番	尾上壽一
9 番	平野倅規	10番	岩見雅夫
11番	入江康仁	12番	平野隆久
13番	島本昌幸	14番	中本 衛
15番	中津畑正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不応招議員

な し



(午前 9時 30分)

---

**議長**

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会をいたします。

ただいまの出席議員は21名であり、定足数に達しております。

なお、11番 入江康仁君より少し遅れるとの連絡が入っておりますので、ご報告をお願いいたします。

**議長**

これより本日の会議を開きます。

議事日程を朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

**中野直文議会事務局長**

( 議 事 日 程 朗 読 )

**議長**

それでは日程に従い議事に入ります。

---

## 日程第 1

**議長**

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

12番 平野隆久君

13番 島本昌幸君

のご両名を指名いたします。

---

## 日程第 2

### 議長

次に、日程第 2 一般質問を行います。

本日は通告者のうち、残り 6 名の方の一般質問を行いますので、ご了承ください。

なお、一般質問の取り扱いに関しましては、議員の発言時間は30分以内として運営をいたします。持ち時間が残り 3 分になりましたら、議会事務局長の机の前に黄色のカードを立て、質問者に対し周知することいたします。

また、一般質問の開式については一問一答方式とするため、会議規則第55条のただし書きにより、質問の回数は特に定めないことといたします。

質問の方法ではありますが、まず最初に登壇して通告した事項すべてに対して質問をしていただき、執行部の答弁のあとは自席にて質問することを許可いたします。

それでは、10番 岩見雅夫君の発言を許します。

### 10番 岩見雅夫議員

皆さん、おはようございます。10番 岩見雅夫、平成19年6月紀北町議会定例会の一般質問を行います。

本日の質問は通告のとおり、第三セクター海山物産のあり方についてであります。

初めに、通告書のほうで第一部と記載させていただきましたけれども、事実の経過について質したいと思います。なお、第二部と書きましたのも、第一回、第二回という意味ではありませんで、第二部のほうでは問題点について質していきたいというふうに考えております。

なお、通告書の中の前段の部分で、容疑者というふうな記載部分があるんですが、ちょっと同僚議員からの助言もありましたし、私も裁判所のほうで確認をいたしましたら、現在は起訴された場合は、被告人というふうに呼称するのが正しい用語だというふうに聞きましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは質問に入ります。

紀北町が出資をして、商法に基づいて設立されている株式会社海山物産の第23回定時株主総会が開かれまして取締役改選が行われました。第三セクター海山物産株式会社代表取締役社長からの株主に提出されました報告によりますと、新しい取締役に塩谷龍生氏が選任され

たことが明記をされております。資料提出を求めましたので、皆さんのお手元にもこの報告文書が配布されていると思います。そのとおりであります。

改めてここで言うまでもなく、塩谷龍生氏は4月に行われた県議選において自民党公認で立候補され、公職選挙法違反容疑で逮捕され、容疑事実を認めて県会議員を辞職したばかりの人物であります。

また、株式会社の海山物産のほうは、これは紀北町の第三セクターとして地方自治法に基づいて存在しておりまして、紀北町は総株数の2,400株の26.6%を占める筆頭株主であります。

そこで、公職選挙法違反で逮捕されて容疑を認め、逮捕直前に公職である県会議員を辞任した人物が、一つとして、なぜ第三セクター海山物産の新しい取締役役に再任されるのか。また株主総会の決定を首長である紀北町長は承知されていたのかどうか。またこれは本人の意志によるものなのかどうなのか。株主総会決定の経緯について筆頭株主として詳細な説明を受けているかどうか。この3点についてまず町長の答弁をもとめます。

今回の海山物産株主総会の結果は、あまりにも社会的道義に欠けた決定と言わなければなりません。これでは住民も納得しないし、住民を代表する議会としても断じて容認できるものではないことを明らかであります。

そもそも常識的に考えても、県会議員は辞職するけれども第三セクターの取締役ならよしというふうに考えているのかどうか。筆頭株主であり、地方自治体の首長でもある紀北町長はこれを容認するのかどうか。この点について明解な答弁を求めるものであります。

次に、第二部としていくつかの問題点について質したいと思います。

そもそもこの第三セクターは、資料にもちょっと私の資料付けさせていただきましたけども、自治体の行政とか、あるいは議会の制約から離れて、そして資金の導入や経営、事業運営を行うことをねらってつくられているものであります。

だからこそ経営や業務への民主的コントロールを怠らないということが非常に肝要になってくるのであります。すなわち住民の生活や自治体の財政に重大な関係を持つ、この第三セクターの設立、運営については、議会や住民の側から厳しく監視、監督をして、そして住民の利益、自治体の果たすべき公共の責務という立場から、現行法を活用しつつ、民主的なコントロールを強める、そういう努力が求められている。これが自治体としての基本的な立場であろうかと考えます。

そこで経営業務への民主的コントロールについて、設立された第三セクターに対しては、

その経営や業務への監視、監督、民主的コントロールを日常的に怠らないためにも情報公開や、第三セクターの経営内容の全面的な公開をさせることが重要とされているのであります。町としてどのような形でこういう点に対して行ってきたのかどうか、またこれから行う方針をどのように考えているか、この点についての答弁を求めるものであります。

商法のこの法人に対する首長の法的規制の問題について触れたいと思います。

これはいわゆる首長の規制権、あるいは調整権と言われるものであります。自治体の首長には出資株主として出資分のそれに相当する株主提案権などがあります。これが法にも明記をされているところです。首長には出資した財産に対して公有財産でありますから、公有財産のこの適正、効率的管理の義務があるというふうにされております。地方自治法の第 238 条の 2、地方財政法第 8 条に、このことが記載をされております。首長のこれらの監督、規制権が正しく行使されているかどうかを、第三セクターの文書資料も提示させて、点検することが必要であろうと思います。

ところが紀北町長として、現在町長は取締役にも就任されておられませんし、株主総会にも出席していない。このような状況であります。これでは地方自治に示された責務を果たせないのではないか、このように考えます。この点についての町長の答弁を求めるものであります。

次に監査請求の問題について触れたいと思います。

自治体の出資比率が 4 分の 1 以上の法人の場合、紀北町は 26.6% ですから、優にこの 4 分の 1 を超えているわけなんです、監査委員の監査の対象になります。これも地方自治法の第 199 条第 7 項、同施行令の 140 条の 7 に記載がなされております。そして自治体の財政援助によって出資以外にも補助金や交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給などにつきましては出資比率 4 分の 1 の制約なしに、それぞれ監査の対象になるというふうに定められています。町はこのような法的な根拠を認知されていたのかどうか。また監査を実施しているかどうか、この点についての答弁を求めるものであります。

引き続き役員等の人事の問題について触れたいと思います。

自治体から職員が派遣される場合のいろんな問題点があるんですが、当町の第三セクターの場合はそのような事例がありませんので、基本的な問題について触れたいと思います。

この第三セクターの人事については、一般的には退職した自治体幹部の天下り、こういうものや、あるいは事業とは結びついた民間企業の人員の受け入れなど、いわゆる利権と結びついた人事が行われないようにする。こういうことが重要とされております。ところが自治

体幹部の天下りという例は実際にはなされているのではないのでしょうか。

紀北町の第三セクター海山物産の場合、旧海山町から引き継がれたものでありますが、旧町時代の個人の支援団体、いわゆる後援会ですが、これと一体になっている。これが周知の実態であります。その後援会が全面的に支援をして当選をした塩谷龍生氏が公職選挙法違反に問われて逮捕され、県議辞任となった。これはまた公然の事実でもあります。いわばこの役員等の人事の問題について、あってはならないような典型的な誤った人事が行われている。この責任は重いと思います。私は一般の現在の民間企業の例などに見られるように、これは住民や株主に深く、まず謝罪すべきであります。

このような第三セクターの体制で果たして、いわゆる公益上必要なものとされている公有財産や住民の利益が守れるだろうか、強く疑念を持つものであります。この点について町長の見解、町長の答弁を求めるものであります。

最後に町側の議会への対応の問題について質問をいたします。

先に述べましたように、町長に法的規制権が存在しておりますように、当然議会による法的規制というものも存在します。これは関連予算の審議や議決は当然のことですけれども、今回のような事態を打開していくためにも、私は少なくとも第三セクター海山物産に対して、首長として経営状況を説明する事業計画、決算資料を毎年度議会に提出をして、議会がこれを審議できるように、そのように措置されることを求めるものであります。

この問題は、議会のいわゆる議決承認が必要というものではありません。このことは私も承知しております。しかし、資料の詳細な提出によって、その資料を十分審議することが可能となるものでありまして、これによって議会のチェック機能も果たしていける、このように考えるものであります。町長にこのような措置を求めたいと思いますが、町長の答弁を求めるものであります。

以下につきましては、第1回の答弁の後、自席にて再質問をさせていただきます。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

おはようございます。

岩見議員のご質問にお答えをいたします。

このたびの塩谷氏の公職選挙法違反につきましては、私も含め多くの町民が県会議員としての活躍を期待していただけに、誠に残念なことだと思っております。

平成19年5月30日の海山物産株式会社株主総会において、塩谷龍生氏が取締役社長をひかれ、取締役として残られたことについて、塩谷氏のこれまでの実績や経営能力など、これまでの功績を勘案し、これからの海山物産の運営に必要との考えから、取締役に残っていただいたのだと思いますが、海山物産から塩谷氏が取締役に残られることは事前には聞いてはおりませんでした。

今回の取締役残留が塩谷氏の意志によるものかについては確認しておりませんが、株主総会の内容に関しては出席した担当課長より報告を受けております。

また塩谷氏につきましては、株主総会の時点では起訴されてはいませんでしたが、県議会議員の辞職、海山物産社長の辞任で一定の社会的道義的責任が果たされているものと考えます。取締役に残ることについては、株主総会の中で賛成多数で承認されておりますし、尾崎現社長以下役員の方々は、皆さん立派な方々であり信頼をいたしておりますので、現時点では総会の決定を尊重したいと考えています。

海山物産の情報公開につきましては、総務省が作成した第三セクターに関する指針では、出資比率が2分の1未満である第三セクターでも、出資の状況や公的支援の状況等を総合的に勘案して、必要があると認められる第三セクターについては、インターネット等も活用し、経営状況等を地域住民にわかりやすく公開することが望ましいとされています。海山物産についても、公開できる情報についてはできるかぎり情報の提供に努めることが望ましいと思いますので、今後、海山物産に対し経営状況等について、自ら積極的かつ、わかりやすい情報公開を行うよう求めていきたいと考えております。

取締役へ私が就任しなかった件であります。地方自治法の兼業禁止規定や海山物産が道の駅の指定管理者であることなどを総合的に勘案し、役員に就任することが適当でないと判断したからであります。

また、今回公務多忙のため総会には出席できませんでしたが、ほかにですね、公務の中で優先すべき公務がございましたので、そのような結果になりました。そのことで責務が果たせないとは考えてはおりません。海山物産に委託している事業については、連絡調整を図りながら事業推進を行っておりますし、随時報告をいただいております。公有財産の適正、効率的な管理ということで、海山物産に対しては株主総会のほか必要に応じて状況を確認しています。第三セクターに対する監査については、地方自治法及び同施行令に基づく監査について承知はしております。町から海山物産への支出につきましては、定期監査等で確認いただいております。また海山物産に対する監査については、今まで実施していないと聞いていま

す。

役員等の人事につきましては、海山物産は町が26.7%、民間の方が73.3%出資している商  
法法人であり、堅実な経営と社会貢献を果たしていくため、株主総会を通じ 員には適切か  
つ有能な方が就任されているものと考えております。

町職員の民間企業等への再就職については、地方公務員法に照らし特に問題ないと考えて  
おりますのでよろしくお願いいたします。

第三セクターの議会での審議ですが、第三セクターにつきましては、地方公共団体の出資  
比率が2分の1以上の場合には、地方自治法第 243号の 3 で経営状況については議会に報告  
義務が定められています。海山物産は26.7%であり、報告義務はありません。ただし、総務  
省が作成した第三セクターに関する指針では、2分の1未満の第三セクターにおいても、公  
的支援の状況や債務超過であることなど経営内容を総合的に勘案して、必要と認められる第  
三セクターについては、適宜議会にその経営状況を説明することとされています。今後、経  
営状況が悪化するようなことがあれば、議会に説明させていただくこともあろうかと思いま  
すが、現時点で海山物産につきましては、経営状況からみて議会に説明は必要ないと考えて  
おりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

## 議長

10番 岩見雅夫君。

## 10番 岩見雅夫議員

一つずつですね、問題点をさらに再質問したいと思います。

まず最初にですね、今回の株式総会における決定の問題ではありますが、事前にですね、こ  
ういった内容については聞いていなかった。あるいは賛成多数での株主総会の決定である  
というふうに、町長は答弁されておりますけれども、これはですね、その後の塩谷氏の事態の  
進展、起訴の問題も含めましてですね、公職を事前に辞任させるを得なかったというふうな  
問題からしてもですね、たとえ第三セクターといえども、これは道義的責任は免れないもの  
と考えます。社長を辞任したとはいえですね、特に経営手腕とか、これまでの功績をですね  
勘案して取締役として留任をするということですが、これではですね住民も納得しないし、  
我々議会の側としてもですね容認できない。このように強く考えます。

これは今の政治倫理の問題、住民への信頼の問題はですね、非常に重要な課題であります  
し、特に第三セクターという形でですね、商法に基づいて設置されているとはいえ、町から

ですね多くの出資をして、そして自治体としてこれを設立してきた。そういう経過に鑑みましてもですね、こういった点は改めるべきではないか。このように考えますが、まずこの点について町長は株主総会の決定尊重ということですね、なお言われるのかどうか。この点、少し納得ができませんので、改めて今の心境をですね述べていただきたいと、このように考えます。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

さきほども申し上げたとおり、海山物産株式会社におけるこれまでの経緯は概略聞いておりますが、その中でかなりの累積赤字等を踏まえた時期もあったと聞いてます。その解消、回復、経営力の回復について塩谷氏が相当な努力とご尽力をいただいたと承っております。

しかるに、そのような現在ですね、18年度においてはほとんどその累積が払拭されたと承っております。尾崎社長以下これまでの役員、あるいは新しい取締役ですね、方々も見識も優れて立派な方であると、私は信頼しておるゆえですね、この経緯を総合的に勘案してそれを尊重したところであります。

**議長**

10番 岩見雅夫君。

**10番 岩見雅夫議員**

これはあとのですね問題とも関連するんで、関連させて再質問したいと思えますけれども、株式総会にですね、参加されていないという状況、この点について私は筆頭株主としてね、自治体の首長としての責務が果たせないのではないかと。このように質問をしたわけなんです。全国のですねいろんな事例も私も多少は聞いておるんですが、非常にですね従前の取り組みと違って、新しい町になって旧海山町から引き継がれたという経緯もわかるんですけども、非常にこの第三セクターに対するですね、首長としての管理監督、あるいはそういう筆頭株主として、株主相当数に対応するですね、そういった監督権があるにもかかわらず、関与してないというのはですね、これは公有財産の管理という観点からみてもですね、非常に問題であろうかと考えるわけです。

指定管理者制度がひかれたという事情の変化はあるんですけども、これによってもですね、決して自治体や、あるいは議会側の法的な規制、民主的コントロールという権限はですね、何ら阻害されるものではないというふうに考えます。改めてこういった取り組みについ

てですね、第三セクターへの対応について検討し直す必要があるのではないかと考えますが、そういった状況の変化も踏まえてですね、町長はどのようにこれから対応されるのですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今も申しあげましたとおりですね、地方自治法の制約がございまして、それからこれは今申し上げた兼業禁止規定ですね。それからいま議員もおっしゃったように道の駅が指定管理者制度のなかでとなっておりますのでですね、それらの中で一応取締役役に就任することは差し控えているわけでありまして。

しかしながら、現在のところ筆頭の株主であるがゆえにですね、しかも多額の出資をしているところでありですね、いろんな会社側から提供される情報をよく検討し、精査してですね、いろいろこれは申すべき事態となれば、こちらからもその責務を果してまいりたいと思います。

議長

10番 岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

私7点ほどですね質問したんですが、例えば監査請求の問題についてもですね、従前町の監査委員のですね、監査というのはなされていないというふうに、さきほども答弁がありました。これはですね4分の1以上の法人に対しては監査委員の監査の対象になるということが、地方自治法にも明記をされておりますし、こういった点も含めてですね、全体としてどの点からみてもですね、非常にこの第三セクター海山物産に対するですね首長として、また筆頭株主としてのですね、その管理、監督、その権限がですね非常に弱いということが考えられると思います。

さきほど兼業の問題を言われたんですけども、しかしですね、この第三セクターについては出資額の差の問題もあるんですけども、現に町長でですね、この第三セクターの社長として就任をして頑張っている、経営の建て直しやですね再建にかかわっている町長もですね、現在私も知っております。

したがって、これは解釈の問題であってですね、解釈の問題というんですか、姿勢の問題だろうと考えます。もう一度ですね、これらの問題について洗い直しをしてですね、自治体としてのこの取り組み、これをですね検討する必要があると思います。

経営悪化の事態が出ればですね資料を求めていくというふうに、さきほど言われましたけども、それでは遅いと思うんです。全国でですね、この第三セクターの経営破綻というのは大きな問題になっておりまして、しばしばこの第三セクターが設立された以後もですね、旧自治省においても、現在の総務省ですけれども、いろんな指導のですね指針というのが自治体にも送られてきております。それほど全国的にもですね、重要な問題になっておるんです。

何でこの問題をですね重視するかと言いますと、これはやっぱり自治体のですね、この民主的統制のあり方というのは非常に重要な問題なんです。自治体がですね自治体として外部からやはりコントロールしていく、そういう規制権を発揮していくということがないとですね、経営が非常に問題になってきてですね、結局、自治体に対して大きな負担を被せることになる。こういう危険性があるからですね、現在の現行法も活用してですね、これを質していかなければならない。こういう考え方がですね基本なんです。その点をですね、町長のほうはもう一度考え直さないと、議会としてもさらに別な方法でもですね、積極的にこれについて調査をしていく必要が出てくるというふうに考えますが、その点の認識についてですね、非常にこう甘いのではないかというふうに考えます。本来のあり方からですね、逃れているというふうに思うんですが、その点、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

議員がおっしゃる趣旨のことは、よく承っておきます。

しかしながら、私はこれまで終始一貫お答えいたしました姿勢はですね、この海山物産の経営陣については優れた人ばかりである、立派な信頼のおける人であるという認識が基になっております。この2万人の人口の町において情報、その辺の人物評価については定評があるものと思っております。

しかしながら、ご指摘のその公金ですね、を投資していることについては、今後より一層の責任とその重要な意味を鑑みてですね、できるだけ情報を取りながら、その経営状態をよくつぶさに情報を持ってですね、判断をしてまいりたいと思っております。

**議長**

10番 岩見雅夫君。

**10番 岩見雅夫議員**

この役員人事における人材の問題触れられましたけども、これはですね一つの見方の相違

というのですか、評価の違いでありましてですね、それほど優秀な人材に囲まれていたんであればですね、今日のような自体は起きなかったはずなんですね。こういう事態に至ったということはですね、それ自体にそこにも大きなですね責任があったというふうにみるのが、一般の常識ではないでしょうか。特に住民の側に立ってみればですね、そのようにみるべきだと私は考えます。

具体的な問題ですね、監査委員の問題について少し明確な方向づけが答弁されてなかったんですが、この当該自治体がですね4分の1以上の出資をしている法人に対する監査の対象になるという問題、これはですね外部のコントロール、外部的なコントロールの意味からですね、非常に重要なものとされているんですが、この点について改めるといふ考えはどうでしょうか。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

海山物産の監査を実施するかどうかについての判断は、監査委員がいたすものと考えますが、現在の海山物産の経営状態からいきますと、今のところそれは要しないと。しかしながら、必要と判断できる状態になった場合には、先ほども申し上げたように、監査を実施することがあるかと思えます。

**議長**

10番 岩見雅夫君。

**10番 岩見雅夫議員**

これはですね、それは監査委員が監査請求するかどうかは決める問題なんですけれども、町のやっばし姿勢というのですか、方針がですね明確でないと、そのようなことも実際にはですね、制度上は実施できないのではないかと考えるものです。

法律にもですね明記をされておりまして、特に自治体としてのコントロールを強めてですね、住民に情報を明らかにしていくというふうな面からですね、この明らかに対象になっている4分の1以上の出資をしている紀北町としてですね、この監査を実施をですね、今後は行っていく、このようにするべきだと考えます。

それから次にですね、議会への問題についてさきほども町長は非常に消極的な形を言われましたけれども、一般にですね、当初予算等に提出されてくる予算の審議を通じてですね審議が行われたり、また出資を決める際にですね、議会審議を通じて実際には議会のそういっ

た審査というのが行われていくわけなんです、それ以外にもですね、やはり議会としてこの経営内容、事業計画そういったものをですね、十分に審議ができるように行政としてもですね、そういう資料の提出を求めて、そして議会にそれを示すことによってですね、そういった計画の審査を通じてですね、議会コントロールというものもですね、発揮できていくように改善するのが望ましいと思いますが、その考えを改めてお聞きしたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

さきほどお答え申し上げましたのはですね、総務省の考え方、指導等もありまして、今後ですね議会の皆様方がそのように積極的にこの経営状態を精査していく、審議していくということであることについては、私も今後その議会対応について検討させていただきたいと思っています。

議長

10番 岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

今のですね、議会に対して自治体側としてですね、資料を提供し、それらの審査を通じてですね、議会コントロールもですね十分発揮できるように、これは何も現行法に抵触するとかですね、そういう問題ではありませんので、そういう積極的な観点でですね、さらに対処をですねお願いしたいと思います。

それからもう一つですね、今後の問題なんですけれども、兼業、兼職の問題でですね、町長は言われておるんですが、これはですねやはり、もともと商法によって設立されたものがあります。株式会社としてですね設立されております。それは自明のことなんですけれども、第三セクターですから、地方自治法によってですねつくられてきた、自治体が大きく出資をする、それを基本にしてですね、つくられてきたものでありますから、当然公有財産、これがですね委ねられているわけです。

当然、町長としてですね、また筆頭株主として、これらに対する監督権、そういったものをですね、発揮するうえでもですね、何らかの形でこの物産のですね、事業運営に関与できる、株主相当数に見合うですね、発言権があるというふうに言われているわけですから、今の現状ではですね、その株主、出資株数に相当するですね発言権ね、提案権を出すですね、場がない。全くないじゃないですか。

その点は大きく矛盾しているし、実際の趣旨からですね、外れていると思うんですが、これ考え直すべきです。改めるべきじゃないですか。出資株の相当数に見合う提案権もあるというふうにですね、自治法、法律にも明記されているのに、現状ではですね、それを行使する場が全くないじゃないですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

さきほど来申し上げている兼業禁止規定とか、道の駅が指定管理者となっているので、これは役員の就任は差し控えておるわけなんですけど、しかしながら提案権とか、おこがましいですけどもサゼッションなんかについてはですね、首長の立場でですね、役員に対して申し上げることはできないとは言えないのではないかと思います。

議長

10番 岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

第三セクターというんですね、極めて自治体や議会の制約から逃れられるようなですね、形態をとってきたこれ自体にですね、ここの第三セクターの問題点があるんですけどね。しかし、そういった弱点がありながらもですね、現行法でさえこの筆頭株主や自治体が大きな株をですね所有している、そういう場合にですね、出資株数に相当する議案提案権や発言権はあるということが明記されているので、それが発揮できるですね場が全く持っていない。役員にも就任していないし、こういった株式総会の決定にもですね、関与できないという状況ではですね、それが果たせないのではないかというのが、私の指摘している趣旨なんです。

その指定管理者制度がしかれたあとですね、民間企業との兼業兼職は禁止されておるということの適用はですね、これはまた全くですね、この問題とは違う問題だと思いますよ。全国的にも。

議長

岩見議員、時間になりますので、一言で。

10番 岩見雅夫議員

その点ですね、もう少し明解に判断していただいて、ご回答お願いしたいと思います。

議長

奥山町長。

## 奥山始郎町長

法に定められているとおりですね、これを地方自治法ですね、兼業の禁止とかですね、条例等で定めていることを犯してまで、役員に就任することはいかがなものかと思えますし、議員がお考えの提案権、権というほどのものとは私は、これを就任していないんですから。しかし、首長として行政の責任者として、また株主として意見を述べること、そういう空間はあるものと思っております。

## 議長

これで岩見雅夫君の質問を終わります。

それでは、続きまして6番 北村博司君の発言なんですが、その前に北村博司君より資料を配布していただくように、そうですね、議員の皆さんにね。

( 資 料 の 配 布 )

## 議長

6番 北村博司君の発言を許します。

## 6番 北村博司議員

議長のお許しをいただきましたから、事前通告に従い一般質問を申し上げます。

大きく分けて二題であります。1つ目は行政の倫理感覚とコンプライアンス、2つ目は産廃訴訟の町敗訴確定についてという表題であります。

まず最初の行政の倫理感覚とコンプライアンスについて、お尋ねをいたします。コンプライアンス、法令遵守といいます。前者議員が同じテーマで質問をされまして、大変深く議論をされましたので敬意を表します。私は重複しないように前者議員の発言を踏まえてお尋ねを申し上げていきたいと思えます。

まず最初に、第三セクター海山物産の取締役が刑事被告人が再任されたことについて、どう考えるか。大株主の町長は欠席したことについてということでありまして、すでに町長のお考えが出ております。その町長のお考えは、たとえ刑事被告人であってもこれまでの実績、今後の経営手腕に鑑みて再任されたと思うと、こういうことではございました。

その点についてさらにお尋ねをいたしますけれども、私はご本人の意志というふうに出席者から聞いているんですが、その辺が事実かどうかということを確認いたしたいと思えます。

それから経営手腕ということではございますが、町長も述べられましたように累積赤字が、私が知る限りでは5千数百万円、20年ぐらい前からあったようですが、私はこの手元に決算報告書を持っておりますけれども、18年度でゼロになっております。つまり正確には何年度

にどういう事情で累積赤字が発生したのか。私の知る限りでは経営の失敗によって多額の赤字が発生させ、発足から3年ぐらいの間に多額な。それが借入金で手当して累積赤字で今日までかかったと、それが経営手腕と言えるものかどうかということ、ご判断を聞きたい。

それから損益計算書によりますと、この18年度の売上高 9,694万6千某です。町長はご存じだと思いますが、これは道の駅における物品販売が大半です、売上が。あと通信販売が若干あるようです。それからあと売上高としてあるのは管理委託料 1,139万 3,600円、これは体験観光等々の行います人件費です、社員の。で、これは町からいくら出金してきたのか、お尋ねをいたしたいと思います。

売上 9,600万円のうちの売上原価というのはここに出ておりますけれども、6,300万円ほどですね。あと給与が 2,500万円、法定福利厚生費等々入れて人件費が約 3,000万円ぐらいになります。今年度の黒字は 150万円ほど出ておりますけれども、さきほど申し上げた累積赤字に最後の84万円を補てんして、今年度の黒字額が66万円ということになっております。

21年前、私が聞いているのは21年前から 4,900万円の赤字が繰り越されてきたというふう聞いておりますが、その原因は何か。経営手腕を讃えられましたけれども、それが本来第三セクターなのかどうか私は不思議に思いますけれども、なぜそのときに、それだけ多額の赤字を出したのに会社を解散するなり、町の出資金を引き上げるなりしなかったのかどうかということをお尋ねいたしたいと思います。すでに町長は経験を持っておるわけですよ。レク都市会社で減資になっております90%、6,000万円の出金が 600万円になってしまった。

5,400万円が紙切れ、そういう経験をお持ちなのに取締役の皆さんに信頼してというお気持ちは、どうも私には理解できません。

それから欠席した、他に優先すべき公務で欠席したと申されましたけども、委任状発行しておりますか。担当課長が出たようですが、これは私は定款上は代理人とみなされないのではないかと思います、委任状は出しましたか、町長。その辺の確認をいたしたいと思います。

私は通告書には選挙運動にかかわった公務員のあり方を通告してあったんですが、昨日の奥村議員のご質問の際に、町長が職員が選挙事務所に駆けつけたともお認めになって、厳しく今後指導するというご発言なさってます。ですから私はその部分は省略いたします。ただ、多数の報道関係者や町民がいるところに、公務員法に抵触しかねない人が駆けつけるというのは、これは私は脇の甘さというか、法律に対する私は無知と言われても仕方ないのではないかと。町長がその場におられましたから、多分ご覧になったんだろうと思うんですが、その

場で私は注意すべきだったと思います。帰りなさいと言うべきではなかったかと思いますが、言われなかったんでしょうか。

それから2つ目です。ご承知のとおり、この6月7日に最高裁の第一小法廷が当町の産業廃棄物中間処理施設の建設禁止の行政処分に対する上告を棄却いたしております。この建設計画は浮上してからすでに14年目、それから司法の場で争われて11年、この間に莫大な町民の税金を費消してきたわけです。この結果について、いまだに町民おろか議会にも中身の説明は何もされておられません。説明責任がこれで果たしておられるというお考えなのか。今後ですね、町民は大変動揺しているわけです。来年度以降というか、ひょっとしたら町民の負担にかかってくるのではないかというふうに、大変心配しておりますが、どういう形で町長は町民に対して説明されようとしているのか。それからこれは上告の時点で町長は政治責任にも言及されました。現時点でどうお考えになっておられますでしょうか。

それからこれまでに裁判所の勧告による和解の場があったわけですが、その経過についてご説明いただきたいと思います。これまでは係争中の問題だからということで、議会への説明を避けてこられております。3回と私は聞き及んでおりますけど、その中で原告、被告はどのような話し合いをして、どのような金額提示をしてそれが不調に終わったのかという、もういまさら最高裁の決定が出ておりますから、確定しておりますから、この際、町民の皆さんに和解の経過どうだったのかということ、きちんにご説明いただきたいと思います。

それから町民が心配されるのは、こういう結果になると、このあとに損害賠償請求訴訟が起こるのではないかという懸念は現実にあります。大変いろんな方からそのお声を聞くわけですが、それについてどう見通しを持っておられるのか。

それから業者との間でこの司法の判断が確定した以後、話し合いを持たれているのかどうか。以上についてお答えをいただきたいと思います。

以後は関連質問は自席から行います。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

**議長**

7番 玉津充君。

**7番 玉津充議員**

今の北村議員の一般質問、並びにこれから町長の答弁があると思うんですが、我々議員がよくわかりやすいように、海山物産株式会社の決算書配布していただけないでしょうか。

**議長**

資料はですね、6番 北村博司君が当人が請求されるかどうかという問題になりますので、そのようになります。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

ご要望なら私がですね、会社側から入手した決算報告書という、営業報告も入っておるんですが、コピーして配布したいと思います。

議長

後刻コピーということで、質問はですね、あくまでも6番の北村博司君の質問ですので、後刻の資料としてコピーをさせていただきます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

北村議員のご質問にお答えいたします。

前者議員にも申しましたように、このたびの塩谷氏の公職選挙法違反につきましては、私も含め多くの町民が県会議員としての活躍を期待していただけに、誠に残念なことだと思っておりますが、海山物産の社長を辞任され、また議員辞職もされておりますので、一定の社会的道義的責任は取られていると思います。

取締役に残られたことにつきましては、海山物産の判断として、塩谷氏のこれまでの実績や経営能力などこれまでの功績を勘案し、これからの海山物産の運営に必要なとの考えから取締役に残っていただいたということで、株主総会に提案され承認されております。町としましては尾崎現社長以下役員の方々は、みなさん立派な方であり信頼しておりますので、この株主総会の決定を尊重したいと考えております。

海山物産につきましては平成18年度決算報告によると、長年の懸案であった累積赤字から脱却し、今後地域に貢献する会社としてその役割を一層果たしていただけるものと、期待しているところでございます。

株主総会に欠席したことにつきましては、公務多忙なこともあって、担当課長に出席を依頼しておりました。今後は状況に応じて株主総会には私自身が出席するよう努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

なお、委任状の必要性については、まだ定かではないけれども、委任状は発行しておりま

せん。

次の行政の倫理感覚とコンプライアンスにつきましては、省略するとおっしゃいましたので、答弁差し控えていただいでよろしいですか。

## 6番 北村博司議員

その場で帰すべきやなかったか、それだけお答えください。

注意したかどうか、当人に。

## 奥山始郎町長

そのときは注意はいたしませんでした。

次に産廃訴訟であります。本町は町民の生命の水源を保護し、守り抜くという町民大多数の理解と願いを受け、これまで規制対象事業場認定処分の正当性を強く訴え、最善の努力をしてまいりましたが、今回の最高裁判所の決定は上告を棄却する。上告審として受理しないというもので、本町にとって大変残念な結果となりました。このような結果になりましたことから、多くの町民の方々にご不安を与えてしまいましたことを、心からお詫びいたします。

水道事業を管理するものとしたしましては、将来にわたって町民にいかなるときでも、安全で安心のできる水を安定的に供給していくことが、町民に対する私の最大の責務であると自覚しているところです。今後につきましては、町として適切な対応をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

政治責任と町民に対する説明について申し上げますと、まず今後の対応でございますが、現時点におきましては、訴訟の相手方から意思表示がされておきませんが、今後何らかの意思表示があれば、それに適正に対応していきたいと考えております。

次に町民への説明でございますが、「広報きほく」で裁判の経過と結果についての報告をしていきたいと考えております。また本町のホームページへの掲載も検討していきます。なお、各地区での住民説明会は今の時点では考えておりません。

次に私の政治責任の取り方ですが、今後、恐らく訴訟の相手側からいろいろと対応が求められると推察されますが、それに対応して町の方向性が間違わないよう、適正に対応していくことが私の責任であると考えております。

それから和解のことにつきましてお答えいたします。

名古屋高裁差戻審で、裁判長より和解の提案があり、3回の和解の場が設けられましたが、上手く調整されず打ち切られました。なお和解協議の内容につきましては、非公開で行われ

ましたので、その内容の公表は差し控えさせていただきたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願いします。

損害賠償請求の見通し及び話し合いの経過についてはですね、現時点では損害賠償の請求は来ておりません。また最高裁決定後に訴訟の相手方とは面談してはおりません。

予定をしているのは以上ですが、漏れがあったらご指摘ください。

**議長**

6番 北村博司君。

**6番 北村博司議員**

いっぱい漏れがあるんですが、質問としてお聞きしましょう。

まず、担当課長に委任状を交付してないという、これは無効です。はっきり言って。この会社の定款が私手元にあります。定款にはですね、代理人は本社の株主でなければならないとなってますよ。と言うことは、課長は株主、個人的に株主なんですか、確認したいと思います。定款上の解釈をお聞きいたしたいと思います。まずこれから。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

課長は株主ではない。町が株主となっております。

**6番 北村博司議員**

ですから委任したんかという。してなかったらこれは無効ですよ。

**奥山始郎町長**

委任状出しておりません。

**議長**

6番 北村博司君。

**6番 北村博司議員**

ですから代理人とした、法的には代理人としてみなせませんから、欠席したことに間違いないです。ということになります。

それから私ここに、今株主総会の議事録、これは登記所に出すものですから、いわゆる公正証書にあたりますけれども、この中に取締役の選任、議長は下記の者を指名し、これらの者について可否を議場に諮ったところ、賛成多数をもってこれを承認可決したと書いてあります。そういうふうにあります。これは一括採決した、議決したんですか、個別にし

たんですか、説明願います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議場での採決の様子は私はおりませんでしたので、課長、一応代理として出席した、私は代理とっておりましたが、あなたのご指摘でそういうことになるかと思いますが、課長がお伝えしてよろしいですか。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

ご質問にお答えします。一括で決議しました。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

定款にはなんと書いてありますか、決議は。累積投票は認めないと書いてあります。と思いますが、ちょっと説明聞かせてください。適法ですか。

定款の16条の2項。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

定款のですね第16条におきましては、株主総会の項ですけれども、取締役の選任決議については累積投票によらないものとするとなっておりますが、それについては私が説明にちょっと及びませんけれども、会社側の事情でですね、総会の場でそれが賛成多数で認められたものとおっております。

6番 北村博司議員

ですから法的解釈、町長ができんのなら総務課長がしてください。そんな会社法に基づいて行われておるのに。

議長

ちょっとお待ちください。

奥山町長。

## 奥山始郎町長

今、議員から求められました、私も説明ができにくい。それから総務課長も同様でありまして、このことは会社側の問題であろうかと思えますので、後刻聞いていただきたいと思えます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

## 議長

6番 北村博司君。

## 6番 北村博司議員

我が国における法人株式会社はですね、いわゆる商法人ですね。会社法に基づいて執行しなければ違法なんです。よろしいですか。この会社は特段の定めをもって累積投票を認めないと書いてある。ですから累積投票とはどういうものなのか。だれが権限あるのか累積投票を決める。法的に今回一括決議したことが、選任決議したことが、会社法上許されることなのかどうかという解釈、これは根本的なところですから、議長、答えさせてください。別に町長、総務課長でなくてもいい、だれでもいい。ここへ座っておる人は答えられる、説明できるものが答えていただきたい。答えられないのやったら、この質疑は続行できん。

## 議長

奥山町長。

## 奥山始郎町長

これはですね、議員のご趣旨はよくわかるけれども、非常に極めて高度な法律の専門的知識を必要とするものですから、私の知ることはできません。ですから、これについてはよく調べましてあなたに報告をさせていただきたいと思えます。

## 6番 北村博司議員

話にならない。私は会社法上適合かどうか、この選任決議はと聞いておるんやから。判断の問題じゃない。法令に適合しておるかどうかです、会社法に。適合じゃなかったら無効やんか、取締役。

## 議長

北村博司君に申し上げますが、これはあくまでも町外の株主総会の議事録ですので、その点につきましてはですね、町長も今のところで判断できないという判断をしております。

ですから、このところはですねあくまでも海山物産の問題でありますので、少しあとでですね町も確認して、その後ということをお願いできないでしょうか。あくまでもこれは、

そのことではどうでしょうか。

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

これは質疑じゃないですよ。議長にお答えします。

会社法を知らずに出資しているんですか。ですから、この会社の定款は普通の定款ではないんですよ。特段の定めを持って普通は会社法上累積投票というのは認められておるんですよ。ところがここは16条の第2項、別段の定めをもって認めないとしておるんですよ。これが違法でありませぬ。定めることはできます。ただ今回の取締役選任決議はどちらの手法を使ったのかということです。普通決議なのか累積決議なのか、その説明をいただきたい。定款に禁止している累積投票の手法を使ったんだったら定款違反です。

議長

そういうことですね。

6番 北村博司議員

そういうことです。普通決議だったらこれは、今回のやり方は法令違反です。どちらにしても定款違反か法令違反です。だからちゃんと説明してください。欠席するからこういうことになるんです。

議長

と言うことはですね、町としてそれを知っていたかどうかということで、答弁いただければよろしいですか。

奥山町長。

奥山始郎町長

欠席した、しないにかかわらず、その詳しい法令について私は知っていなかったんで、申し訳ないと思います。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

議長は続けてやってくれというから、議長に協力しますけども、会社法上は特段の定めがない限り、株主総会の普通決議で行い、15%以上の大株主から請求があったら累積投票を行うということです。取締役一人ずつ決議せなあかんのですよ。一括提案で今、傍聴人から説明があった。一括決議は普通決議じゃありません。一括するのは累積投票です。少数株主保

護するためです。どうですか、私の解釈間違っていますか。私の説明が間違っていなかったらそのように答えていただきたいし、お答えなかったら私の発言が正しいことになりますよ。よろしいですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

さきほども申し上げたように、その辺の法的なものを専門家を通じてですね、よく勉強します。その結果をあなたに伝えます。ですからそのところの答弁は差し控えます。よろしくお願いします。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

極めて定款違反ないしは法令違反、会社法に反する可能性が私は疑いは高いと、私は弁護士じゃありませんから、断定はいたしませんけれども、触れていく可能性は極めて高い。これは申し上げておきます。

それでもしですね、事実と反する。これ訂正してあります。満場一致を賛成多数、私は2人反対した株主あると聞いていた。それでもしこれ満場一致と書いてあったらですね、これは公正証書原本不実記載、刑法の罪にあたる可能性があるんです。これは最後訂正したとか、判を押してないからだれが消したんですか。これは修正した場合は、これ訂正印がないけれどもどうですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員が所持していらっしゃる議事録の中でですね、3枚目、3枚目のところで14文字を抹消というふうな訂正印が押されておりますので、お認めいただきたい。これです。ここ。

6番 北村博司議員

違うでしょう、抹消。

奥山始郎町長

ごめん、抹消。

6番 北村博司議員

抹消じゃない訂正、14字もない。

じゃこれ原本じゃないわ、これは。

議長、議事進行について。

議長

一般質問のなかでしていただいたら。

6番 北村博司議員

いやいやいやこれですね、町長は今そんなこと言っておるけど、14字抹消したって、抹消した元の部分がどこに書かれてあったのか。それと満場一致が賛成多数に訂正されているけども、訂正印が押されていないし、4字訂正というのはこのページになけりゃならん。

議長

それは質問としてですね。

6番 北村博司議員

いやいやこれは偽物ですよ。原本じゃないですよ。

議長

私に言われてもこの資料について。

6番 北村博司議員

議長、注意したってください。違うこれ、原本を正確にコピーしたものじゃない、これは。

議長

どうですかその辺、私では答えることができませんので。

はい。

奥山始郎町長

まずですね、14字抹消はあってます。この14文字はここにこうあるでしょう。株主資本等変動計算書のところを抹消しております。

それからあなたが指摘された満場一致のところを賛成多数と訂正、抹消して。

6番 北村博司議員

両方合わせたんやな、はいわかった。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

私が聞いておるのは4,900万円やけど、累積赤字の原因とこれまでの経過について説明し

てください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

累積赤字については、ほぼ議員が示された額は大体聞いておりますけれども、その原因については定かではございません。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

要するにですね、大株主としては怠慢じゃないですか。4,900万円、私は個人的には知っていますよ。どういう経過で4,900万円の穴を開けたか。これまでは町長が兼務しておったんですよ、前任者は。旧海山町の社長を引き継ぎを受けておるはずや。町長が兼務しておるのやで、4,900万円の赤字の内容説明してください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

最初から塩谷氏が町長を務めていたとは受け止めておりませんし、どの時点で赤字が発生したものかも私としてはわかりません。そしてその原因追及については、この議場でですね、軽々には申し上げられません。

ですんで、私ははっきりとその原因を究明してないということで、ご理解をいただきたい。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

私は大株主として怠慢だと申し上げておるんですよ。それぐらい私は知っておるものが、あんたは知らないはずはないはずや。まあよろしいわ、そうおっしゃられるのなら、多分押し問答になるでしょうから。

前者もですね、いろいろ問題のある会社だと、これ第三セクターなのか、準民間企業なのか、お答えいただきたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

第三セクターと受け止めています。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

あなたさきほど取締役を断った理由に、兼業禁止等にあたるということで断った。町が15%しか出資していない紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社か、第三セクターですね。なぜ取締役に就任しているんですか、矛盾するんじゃないですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

私の今受け止めて考えていることは、私の着任が平成11年4月です。それ以前からすでに第三セクター、レク都市開発株式会社は存在しておりまして、首長がその取締役となっていた。それを引き継いだものであります。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

そういう解釈は成り立たんでしょう。前からやっておったからって商法改正はいつされて、兼業禁止になったんですか。あれ給料取ってなきゃいいはずですよ。そしたらですね、三重県は25%出資して、しかも指定管理者のはずや、県営施設の三セクは。指定管理者になっておるはず、プールとかああいうもの貸しておるはず。町があかんものは県でもあかんでしょう。あかんでしょう、地方自治法は市町村にだけ適用されるんですか、説明してください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

県のことは深い法的知識と検討はされているものと思います。

しかしながら、町としてはその時点、私が着任した時点ではですね、その知識は私自身が有していなかったということでもあります。今回、この一般質問となりましたことについては、さきほどの兼業禁止ということが町側として勉強したわけなんです。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

あなたもそういう論法で、今は駄目なんやったら議長やったって駄目やろ。いいんですか、議長はいいんですか。監査役になっておるはずですよ。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その辺のところをですね、法律の専門家によく聞いて勉強して答えます。あなたに対して。私、今その知識を持っていないんだから答えようがないということです。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

北村博司君の発言中ですので。

11番 入江康仁議員

答弁に対してですよ、これ私前から言っておるように、議員の質問は質問として北村議員のこの一般質問は時間です。それはそれでいいですよ。それに私は異議を唱えるつもりはない。あなたも私は議事進行と言ったら、聞いてから言ってくださいよ。だから何を言おうとしておるかということを知ってから言うてください。

要は前も言っておるように、北村議員の意見として答弁は、町長の答弁は全町民、また全議会に対する答弁ですよ。北村議員が質問するから北村議員に対しての答弁じゃないということ、私は前にも述べておるはずや。ましてこういう大事なことなんですよ。弁護士に聞かなあかん。今座っただけでも支離滅裂な答弁をさせておいてですよ、何が一般質問だこれは。何が答弁ですか。この法律的にわからないことは、法律の法に基づいて行政はやっておるんでしょ。それに対して行政はわからない。一つの例でもさきほどでもそうです。孫太郎の第三セクターにも就任しておる。

議長

関連質問のようになってしまいますので、そのことは。

11番 入江康仁議員

ですから、それに対してはきちんと答弁させてくださいと言うの。私らもそれ聞きたいんですから。いいですか、議長。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

議事進行、私は法律の専門家じゃないから答えられんということになると、私も法律の専門家じゃない。議員は余計専門家じゃないわけですよ。それでこれだけ 200人ものスタッフがいて、当然専門家はいるはずですよ、専門知識を有する。答えられん、これ通告しているんですから、私は法律の専門家じゃないけど、答えられんというのは私はそんな答弁ばかり、答弁じゃこれは質問続行できませんよ、議長。

---

議長

それではここで暫時休憩させていただきまして、執行部のほうの答弁を整理させていただきます。

(午前 11時 02分)

---

議長

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 26分)

---

議長

奥山町長、答弁のほうお願いします。

奥山町長。

奥山始郎町長

北村議員の質問に関しまして、私のほうから誠に申しわけありませんけれども、海山物産株式会社の役員についてのことで、兼業禁止であるからということをお願いしたけれども、それを訂正させていただきたいと思います。同時にその先の岩見議員についても同様に

ございます。それはできないということではない、できることがあります。

したがって、私が役員に就任しなかったのは、私の独自の判断で就任しなかった。そのように訂正させていただきます。

6番 北村博司議員

答弁漏れがある。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

失礼しました。18年度の海山物産の委託料の内容についてご報告いたします。

委託名は道の駅海山清掃業務委託料、金額は260万4,000円、道の駅海山施設管理委託料31万5,000円、道の駅海山ふるさと情報コーナー委託料10万5,000円、自然体験型ビジネス化事業委託料65万5,600円、島勝浦イベント交流施設清掃委託料88万4,000円、大白公園イベント90万円、合計1,139万3,600円となっております。

以上です。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

答弁訂正されたので、私の判断でということにはちょっと異論がありますけども、それは終わります。

それから今改めて委託料、管理委託料が1,139万円ですか、報告されましたけれども、要するに町からの、つまり税金による管理委託料でこの会社が賄われておる。結果として黒字になっておるということではないのでしょうか、お答えいただきたい。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

一部においてはその委託されたことに努力をして、一部はあなたの見解の分野に入っていると思いますが、最近の動き、42号線の人の動きの変化によるものもあろうかと思えます。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

それからですね、さきほど担当課長は委任状持ってませんし、受付で委任状の確認が行われておる気配がなかったですから、つまり傍聴人です。傍聴人を入れながら非公開にしたのはなぜか。非公開なんですよ、株主総会非公開にしておるんですよ。第三セクターと称するのなら、もっと透明性を高めて公開すべきだと思いますが、そういう要望をするおつもりありませんか。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

公に開示するという基本的な社会通念、これがあるかと思えますんで、よく検討してそのことは私が判断して要望すべきとなれば要望してまいります。

**議長**

6番 北村博司君。

**6番 北村博司議員**

是非、要望していただきたいと思います。

このようにですね透明性がこれまで欠けている。あるいは定款違反、法令違反に疑われる株主総会取締役会、15日にも取締役会開かれておるはずですが、その議事録はないという話で、そしたらそれは単なる、単なる話し合い、寄り合いみたいなものですが、そういったきちんと社会的責任果たしていない企業ですから、町は出資金を全額出資金を引き上げていただきたい。その決断をしていただきたいと思います。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

当時ですね、設立当時の状況を今ここで申し上げることは簡単ではございませんが、地域の経済的な活性化も大きな理由であろうかと思います。そんな中で現在の経済状況の中でですね、真に紀北町の経済状況、産業状況等が本当に元気であるのかどうか、これは私も非常に懸念するところでありまして、したがいましてですね、あなたが今ご提案になった800万円の出資金を全額引き上げよというご提案については、相当勉強し、検討しなきゃいけないと思いますので、検討を今後してまいります。

以上でございます。

**議長**

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

第1問にずっとこうやって、答弁も町、非常に不十分で時間を費やしてしまいましたので、ご検討なさるということですので出資金の引き上げ、次へ移りたいと思います。

産廃訴訟の問題ですけれども、さきほどから訴訟の相手から意思表示があれば対応する。こう言っておられますけれども、報道された新聞各紙によると相手方、今回の再上告の場合は被告になりますね、町が原告ですから。は町長の出方によるというコメントを各紙でされておりますが、町長も相手の出方見ておるんですか、ちょっとその辺。これやったらお互いに見合いですか、お聞かせいただきたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

見合いとかどうとかということはありませんが、相手方ですね、相手方のこの判決の結果、勝者となった方の出方に対して町としては適切に対応していきたいという考え方を持っておりますので、そのようなスタンスで今いるわけなんです。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

これは恐らくですね、こういう最高裁で行政処分、禁止処分は駄目ということになったわけですから、建設に多分かかるんだらうと、これは私の想像ですし、コメントもそうされていきますけれども、産業廃棄物中間処理施設を。県知事の認可はすでに以前に下りておるわけで、その後の法改正がありましたから、いろんな設計変更等々が出てくるんじゃないかと思いますが、その場合に町としてはどういった話し合いをされますか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

それは町として話し合いをするのではなくて、業者側が県に申し上げる、申請することではないですか。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

と言うことはですね、今後建設にかかっていくんだと思うんですが、今後は町としては局外中立という立場を取られるということですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

町としていろいろそのことに対して適応、対応すべきことが発生すると予想されます。それについては適切に対応してまいりたいと思っています。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

町長ですね、適切にというのは確か小泉さんあたりから非常にこれ乱用して、適切に対す、適切だったかどうかというのはね、だれが判断するんですか。

私は政治責任については、私はあと町長は今後相手といろいろ話し合うための、きちんと対応することで私の政治責任果たすんだと言われましたけども、政治責任というのはそういうものなんでしょうか、お聞きしたい。あなたがきちんと自分で判断して責任を果たすと言われたんですよ、上告のときに。覚えてみえますね。そのときからそんなおつもりだったんですか。敗訴したらあと、ちゃんと対処するのが私の、それで政治責任果たすというのがお考えだったんですか。これ町民が大変関心持っていることですので、明解にお答えいただきたい。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

現在、この行政の責任者の立場においてですね、この問題に上告したのは私の責任において申し上げました。上告いたしました。結果が出ました。その結果から出てくるいろいろな問題について適切に、適正に対応していくのが私の責任であろうと、そのように考えておるわけです。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

適切に、適正にと言われると、私らの判断の基準がないんですわ。あなたが適切に思っ  
ても私から見ちゃ適切でないかもわからんし、そういう抽象論はお控えいただきたいと思  
います。

それから和解の話し合いの内容は公開できないと、話せないと、そんな馬鹿なことは私は  
ないと思います。仮にですね、町民からですね開示請求が出たらあなた拒否するんですか、  
情報開示請求。情報公開条例に基づく開示請求が出たら。もう係争終わっておるんですよ。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

名古屋高裁における和解はですね、町側と業者側と裁判官を交えて、こう交互にやったも  
んですから、そのときの申し合わせとしては非公開となっております。したがって、開  
示請求にも応じられないものと認識しています。

**議長**

6番 北村博司君。

**6番 北村博司議員**

これはですね、17年の7月の時点でですねやっと公開された。訴訟を起こせば完敗という  
復命書が出ているわけですね。当時の水道課長やなんかが弁護士のところへ行って、その方  
は今回の訴訟のずっと主任弁護士を務められた方の事務所へ行って、やったって負けますよ  
と言われておるんですね。前任の町長、あなたそれ引き継いでおられます。

これ私はこの書類を何度も開示請求したけども、公開されなかった。ところがご承知のと  
おり高裁で家宅捜査受けたわけじゃないですか。証拠で差し押さえられたんですね。だから  
あなたが公開、非公開という判断はときどき間違えているんですよ。お認めになりますか、  
それ。これ結局公開されたんですよ、家宅捜査で。家宅捜査と言わへんのやなあれは、何と  
言うのでしょうかね。証拠として押収されて結果的に公開されたでんですね、裁判で。とき  
どきあなた判断を間違えているんです。あのときあなた立ち会っていましたか。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

証拠、あれは保全やったかな。のことは裁判官もついてきてましてですね、弁護士もおりま  
して、それは法に則ったきちとした行動だと思っております。ですからそれはそちらの法に則

った情報開示ですね。それはそれで対応して、我々が和解協議をした3回の協議はですね、もちろん裁判官が立ち会ってですね、交互にやったわけなんですよ。そしてその内容については非公開ということに決定しておりました。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

確認します。それは裁判長の決定ですか、非公開は。現在もそれは拘束されておるんですか、確認してありますか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

担当課で確認していると思っております。

じゃあ担当課の情報提供してください。それに関するですね。

議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

この件ですね情報の公開はですね、裁判所のほうへの審議ということで、できないということでも私どもも解釈しております。裁判所のほうへの確認はしておりません。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

念のために裁判所に、これは最高裁の決定が下ったわけですから、よく巷では判決判決と言ってますが、あれは決定ですね。棄却を決定したということで判決ではないんですが、それによって高裁の判決が確定したと、こういうことですが、私はね大変残念に思うのは翌日までですね、町としては上告棄却の決定を具体的に把握できなかった事態は、なぜ起こったのか説明いただきたい。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

各報道会社からのなんと言うか、この判決と言うか、決定に対するコメントを求めている

いただきましたけれども、最高裁から代理人のところに正式な文書が届いていない以上、それについてコメントすることはできませんという状況で、そういう考え方で答弁をいたしました。

ですから届いたのは翌日ですね、翌日正式な文書が届いたということでもあります。

**議長**

6番 北村博司君。

**6番 北村博司議員**

7日から今日まで約2週間経っているんですが、その間なぜ議会の説明もできないんですか、お答えいただきたい。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

これはですね当然代理人の出席は必要であろうと思いますし、それからこの判決はこれまでの判決と同様にいつ幾日、失礼決定はですね、失礼訂正します。決定は日にちを決めていつ幾日に決定しますということは通報されておりました。突然6月の7日にそういうことが起こったわけなんですから、代理人の方々は非常に忙しいスケジュールの中で、一つはですね、出席のスケジュールの調整ができなかったということが一つであります。それから努力はしましたけど、説明をもう少し早くという考え方もおりましたけども、行政側だけで説明するのはいかなものかなという判断をしておりました。

**議長**

6番 北村博司君。

**6番 北村博司議員**

この上告にはですね、審査に入る前にですね、受理されて最高裁が審査に入る前に三通りの選択肢しかないんですね。上告却下の決定、上告棄却の決定とこう、あと審査に入った上告棄却の判決というのがありますが、審査を行われれば時間がありますから、いろいろ準備もできるというけども、少なくともこの受理して審査に入るか、上告が却下と棄却の違いはおわかりかと思いますが、却下は法令違反、適法な上告ということですね。上告棄却は理由がないからという、棄却と却下はそう違うわけですけども、三つの選択肢しかないのに、なぜXデーを想定して役場の体制を準備していなかったんですか、お聞きしたい。

**議長**

奥山町長。

奥山始郎町長

その辺のですね、Xデーについては代理人のほうでもわからないということであったので、準備というか、いつも担当課では書類を整えております。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

ですから、私はXデーがいつだかということは弁護士もわからん。それは当然ですけども、Xデーで選択肢は三つしかないんですよ。却下、棄却、それから受理して審査に入ると、こういうことしかないわけですから、それぞれについてシミュレーションして体制整えるべきですよ。私7日の役場の状況を拝見していますと、失礼ですがうろたえていたようにしか見えん。少なくともこういう、今回のような上告棄却が決定があった場合は即日なり、翌日なり議会を招集して事実経過だけの説明でもやるとか、もう司法の判断は下ったんでから、あとは政治判断ですよ。弁護士は政治判断してくれるんですか、町長のお考え聞きたいです。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

行政側だけで説明をして、議員はそれで良かったんですか。それであるならば私のほうは対応が遅れたということを反省します。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

少なくとも議員が理事者と、議決は当然上告にしても予算にしても承認しておるわけですから、理事者と議会は一体になってこの訴訟にかけてきたということですね。そのほかにも第三者訴訟に加わろうとした住民団体のこともあります。少なくとも町長は、町は議会と一体になって取り組もうということを書いてきたんだし、私が知るところによると、聞くところによると議員には電話一本でしょう。決定書の中身ファックスで送付するなり配ったりしましたか、お聞かせいただきたい。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そのことは電話で申し上げまして、ファックスは発信していません。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

これを議会軽視と言わんでどうするんですか。少なくとも上告の議決を認めていただいたから、あなたは最高裁に大変厳しい見通しの最高裁に上告できたんでしょう。それ決定が出たら電話で終わりですか。それで連帯感というのは持てるんですか。町民だってそうですよ。あなたそうやって町民にいたるところで町を信じてくれ、もうひと頑張りさせてくれと、もう一回チャンスを与えてくれというお願いをしてきて、説明しないんですか。弁護士の説明は必要ないですよ。誠意ですよ町長、あなたの誠意、誠意が欠けてる。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

もちろん議会の代表の議長、副議長に申し上げたけれどもですね、そのさきほども申し上げたとおり、正式の文書を手に入らない以上はですね、本当に誤ったことがあってはならないという考え方もありました。決して議회를軽視しているわけではありません。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

この件に関して議会は、議長、副議長に一任しておりませんよ。結果について。あなたは形式的に言っただけですわな。8日にあなたの言う正式な決定書が手に入っておるんでしょう。なぜ9日にでも議長にお願いして、少なくとも決定書の中身の説明はすべきでしょう。それからこれからどうやろうか、あなたさきほど相手方の出方を見ておるんだという、それやったらそういうふうなときに説明して、議員はそれでええと言うかどうか、これわかりませんよ。町からもう司法の判断下ったんだから、町長のほうから動いたらどうですか、話し合ったらどうですかという意見が出たかもわからん。この2週間大変あなたもったいない時間を過ごしました。これが議会軽視と言わんで何が議会軽視ですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

あなたがこの決定に対する見解と、私が責任者として今後どう対応していくかという、あれこれとする模索といろいろ違いがあって当然だと思います。議会に対しては代表者、あなた委任してないと言うけれども、私のほうとしては議長、副議長を議会を代表する者として認識しております。しかし、聞くところによると全議員にその情報が流れて行ったというふうに聞いてます。

**議長**

北村議員に申し上げます。一言で締めていただきたいと。

**6番 北村博司議員**

誠に残念です。同僚議員皆さん、町民からあれどうなるんや、こうなるんやと聞かれてもお答えできない。大変心配しておられる。私はこのまま2週間放置した、議会全体に説明を怠った町長の責任は免れない、これは議会軽視だと私は申し上げて、質問を終了いたします。

**議長**

これで北村博司君の質問を終わります。

---

**議長**

ここで1時まで暫時休憩いたします。

(午前 11時 55分)

---

**議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

---

**議長**

次に、17番 松永征也君の発言を許します。

#### 17番 松永征也議員

17番 松永征也、一般質問をいたします。

まず本町の財政状況についてご質問をいたします。

地方にできることは地方に、そして住民サービスの主体は住民に最も身近な市町村で、このことを基本方針として今、地方分権は本格的に推進されようとしております。

昨年12月、地方分権改革推進法が成立し、第2期の地方分権改革が正式にスタートいたしました。地方分権の進展に伴いまして、今後地方自治体の役割と責任はますます増大するとともに、地方分権の受皿となる市町村の行財政基盤の強化を図っていくことが、今後大きな課題となっております。地方自治体における今後の財政運営にあたっては、これらの状況を十分踏まえたうえで、簡素でより効率的な行財政システムを構築することが強く求められているところであります。

今、我が国の財政は、国、地方を合わせて長期債務残高は実に800兆円にも達しております。また本町における長期借入金残高はこのままいきますと、本年度末で一般会計で133億3,600万円、簡易水道と水道事業会計、いわゆる企業会計で23億1,900万円、合わせまして156億5,500万円に達する見込みであり、大変厳しい状況となっております。

平成17年度決算における本町の主要な財政指標を分析いたしますと、経常収支比率は93.7%で、三重県下29ある市町の中で6番目と高く、本町においては財政の硬直化はかなり進んでいるといえます。また実質公債費比率は14.1%であり、県下では12番目であります。

このような状況を改善を図っていくためには、どうすればよいのか。私はキーワードは持続可能な財政への転換であると考えますので、次の2点についてお聞きをいたしたいと存じます。

一つは、企業会計も含めて年間17億7,200万円にも及んでいる公債費負担、いわゆる元利返済金の軽減を図ること、そのためには借入金の金利の高いものは繰上償還するか、あるいは低利の資金に借り換えをしていくこと、このことは予算の中でも償還の方法として、町財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還、または低利に借り換えることができると規定されており、議会において議決をしているところであります。

もう一つは、無駄のない行財政運営に徹していくべきであり、常に費用対効果を検討し、事務事業の見直しを行うなど、行財政運営全般にわたる改革を一層推進していくべきであると考えます。この2点について、どのように取り組んでいこうとされるのか、町長のご所見

をお伺いしたいと存じます。

次に農業の振興についてお伺いいたします。

農業は食料の供給だけでなく、自然環境の保全、良好な景観の形成など、多面的機能を有しており、人々のやすらぎの場としても大きな役割を果たしてくれております。

農業は本町にとって古くからの地場産業の一つであります。しかしながら、近年人口の高齢化や後継者不足などによりまして、本町農業は衰退の一途をたどっているのが現状であります。先人が骨身を削り、苦勞して開拓した田畑が、今、町内あちこちで昔の竹藪や森の状態に戻ってしまおうとしております。誠に残念であります。しかしながら、我が国は食料の大部分を外国からの輸入に頼っており、食料の自給率は30%台に過ぎないのであります。残りの約70%は外国の農地に依存しているのが現状であります。そのため我が国においては、今後食料自給率を高め、食料の安定供給を確保することが最も重要な課題となっております。

さて、本町においては追い打ちをかけるように、本年は特に降雨量が少なかったためか、田植えの準備をしたにもかかわらず、水不足のために田植えができなかったという、これまでこのようなことはなかったような非常に深刻な事態が、河内地区を中心に発生いたしました。町内で何戸の農家が被害を受けられたのか、また面積等詳しくお聞かせをいただきたいと思っております。また行政はどのような対応をされたのか。また今後の対策についても含めてお聞かせをいただきたいと存じます。

なお、このことにつきましては、昨日平野議員が同趣旨の質問を出されましたので、重複する部分についてはご答弁は結構でございます。

さて、これからの農業は観光産業としての都市との交流の場、あるいはバイオ燃料生産の拡大が見込まれるなど、従来の農業から大きく変わろうとしております。今、町と県において昨年から引き続き中山間地域総合整備事業の計画策定に取り組まれていることと思っておりますが、その成果に大いに期待をいたしております。

なかでも中里地区から相賀地区にかけて農業振興地域であるにもかかわらず、およそ9割以上の広大な農地が耕作放棄地となってしまっているのが現状であります。この地域をどう振興させていくのか、また河川改修された船津川右岸堤防は天端幅4 m以上ありますが、農道として整備されたんならば幹線的農道として、この地域一体の農業の振興につながるとともに、地域の生活環境整備にもつながるものと思われま。

本事業は補助率は大変高率のうえ、合併特例債適用可能な事業であります。事業効果も高くこの地域の農業の再生を図る二度とないチャンスではないかと考えます。新町のまちづく

りの一環として是非取り組んでいただきたいと思います。町長どのようにお考えか、ご所見をお伺いたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

松永議員のご質問にお答えします。

まず、財政状況についてであります。国は地方分権を進めるべく、地方分権改革推進法を成立させたことから、地方自治体の役割と責任がますます増大することが予想されます。

こうした事態に対応するためには、磐石な財政基盤が不可欠なものと考えております。紀北町の平成17年度末の町債残高、債務残高は、議員ご指摘のように多額に上っており、その償還が財政状況を圧迫する一つの原因となっていることも事実であります。

町といたしましては、この状況を打開するため、合併後の平成18年度、平成19年度において町債借入れを抑制するなどした結果、一般会計におきましては、合併前の平成16年度末148億 6,484万 2,000円であった町債残高は、平成18年度末見込では140億 8,779万 1,000円に、また6月補正予算時点での平成19年度末見込みでは133億 3,603万 3,000円と、着実に減少を続けているところであります。

また、借入れに際しましても合併特例事業債や過疎対策事業債などの交付税措置が大きいものに限定するなど、後年度における財政負担をできる限り少なくすることにより、財政を健全化させるように取り組んでいるところであります。議員ご指摘の過去に借入れを行った高金利の繰上償還や低利のものへの借り換えにつきましては、平成18年度において交付税措置のない三重県からの借入金のうち、有利子分7,677万 1,000円を繰上償還しておりますが、財政融資資金や簡保資金については繰上償還に際し補償金が必要とされており、これを借り入れている地方公共団体が繰上償還をしようとしても、それが障害となっております。

このような状況のなか、国は地方の行財政改革に呼応して、実質公債費比率が一定以上の厳しい財政状況にあり、かつ財政の健全化に取り組んでいる地方公共団体については、平成19年度から3カ年に限り補償金なしで繰上償還を認める制度を発足させたところで、現在その詳細を検討中でありまして、当町においても可能かどうかは現段階では不透明なところもありますが、高金利の町債の償還は利子の負担が財政を圧迫すると考えられることから、繰上償還も検討してまいりたいと考えております。

次に、無駄のない行財政運営についてであります。議員ご承知のように、平成18年6月に紀北町行財政改革大綱を策定するとともに、行財政改革推進本部ワーキンググループによる実務的な議論を行いながら、行財政改革に取り組んでいるところであります。内容については、すでに全員協議会においてご報告したとおりでありまして、平成19年度予算において、その一部を措置いたしました。

人件費におきましては特別職報酬等の削減、一般職員の管理職手当、期末勤勉手当の役職加算の削減、本年3月に策定した定員適正化計画に基づく職員数の削減など、平成18年度と平成19年度の当初予算比較で1億1,742万6,000円が減少いたしました。また、県内旅費日当の廃止、町単独補助金の削減などに加え、事務事業の見直しなども実施しております。

しかしながら、19年度、平成19年度ですね、当初予算におきましても財源が不足したことから、財政調整基金1億9,236万2,000円を取り崩したところで、さらなる行財政改革を進めていく必要があるものと考えております。

平成19年度におきましても引き続き行財政改革を断行すべく、これまでに推進本部会議を2回開催し、今年度の各課取り組みスケジュールを取りまとめしており、今後、推進本部において進捗管理を行ってまいります。

また、ワーキンググループの今年度の取り組みといたしまして、事務改善策において検討してまいります。行財政改革の実質的な取り組みはこれからであり、議員がおっしゃる持続可能な財政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

次に、今年の異常気象による水枯れの状況は、昨日、平野倅規議員にもお答えさせていただいたとおりでございますが、この辺の数値は割愛しますか。お答えさせていただきましたが、田植えをすることができた農家の方も、各水利組合の中で、水を入れる順番等いろいろ協議をしたわけでございます。

これらの対応といたしまして、つまりこれらの対応とは水不足に水利組合等農業家の人たちに対応に対しましてですね、前者議員の質問でお答えしたとおり、産業振興課を中心に4月からほぼ毎日各地へ赴き現状把握に努め、農家の方とともにポンプの確認や軽微な修繕、頭首工の確認や補修などに対応してまいりました。

農業振興対策補助金についてもご承知いただいておりますか、ありがとうございます。それじゃ省きます。

続きまして中里地区から相賀地区に至る農地に関してですが、議員の指摘のとおりかなり

の部分が耕作放棄されております。昨今の農政を取り巻く状況は耕作者の高齢化、後継者不足、一次産品の輸入増大、農作物の価格低下など非常に厳しい状況であります。当町におきましても、これらの影響を真っ向から受け、耕作者不足による遊休農地化が進んでいます。抜本的な対策が早急に打ち出せない中、まずは現状把握をしっかりと、地域の農家の人々と共通の理念のもと、改善に取り組んで行こうと考えております。

議員ご指摘の中山間地域総合整備事業は、国55%、県30%の高い補助率の事業で、紀北町と尾鷲市の広域連携型により、三重県が実施主体となり、本年度に事業計画し、平成20年度から約7年かけて実施してまいります。また合併特例債も適用されますので、当町にとっては有利な事業であると認識しております。事業採択用件には細かな要件がございますので、農用地の中でも対象外になる場合があります。現在、県の農政担当者によって各地域傾斜率などの精査を実施しております。

これと同時に各地区の農業に関する要望把握も6月末に2度目の意見交換会を計画しておりますので、その結果も踏まえて、今年度のような渇水にも対処できるような農業基盤整備や集客交流も含めた農村づくりに努めてまいります。

また、災害復旧事業により整備されます船津川右岸堤防の農道利用につきましては、管理団体が三重県となっておりますので、県の担当課には農業振興を踏まえた観点から事業の推進を図っていただくよう働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

## 議長

17番 松永征也君。

## 17番 松永征也議員

長期債の借り入れにつきましては、確かに昨年度からですね、かなり減額に努められておるといふことで評価したいと思うんですが、それとうちの場合は確かに地方交付税で算入されてくるという起債をですね優先して、中身は確かに有利なものを利用しておるといふことで努力はよくわかるんですけども、地方分権のですね本格的にこれから進んでくると思っております。

本年度においてもですね税源の移譲なんかがありました。そのようなことですね、これからですね、しっかりしたその自立した町を目指していかなければいけないと思うんですが、そのためにはですね、まず財政基盤を磐石なものにするということが、是非必要なことだと思うんですね。そして足腰を強くして、そして身軽な財政運営が弾力的なね、できるように

ということに努めていかなければいけないと思っております。

そのためにはね、金利の高い資金をですね繰り上げとか、また低利へ借り換えるとか、そういうことを積極的にね努めていかなければいけないと思っておるんです。資料を提出をね求めましたので、手元にですね配っていただいておりますけども、これ見ますとですね、私はね国の方針もそのようですが、5%以上のね借入金については、そういう繰上償還とか何かをこう考えていってほしいと思うんですが、その額ちょっと今集計しますとね、一般会計で5%以上が5億8,800万円ほどありますね。それから簡易水道で1億7,900万円、それから水道事業会計で6億3,500万円、合計で14億300万円ほどあるわけですね。

そしてですね国のほうでも町長答弁にありましたように、今年度から3年間で繰上償還を認めるという方針のようです。19年度ですね国の地方債計画であります。これを見ますとですね、3年間で5兆円程度の繰上償還を補償金なしで認めていくというふうに計画されております。ただですね条件があるわけですね。それで合併市町村であることということが書かれております。それとですね決定的な行財政改革に取り組んでいるところ、主にですね条件としてはそういうことなんですけども、したがってですね、その徹底した行財政改革、これにどの程度取り組んでいかれるのか、このですね国の地方債計画にいう行政改革ですね、それを目指していくんだということなのかどうかね、そこらをちょっとお聞きしたいと思います。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

議員もう十分承知されているように今承っております。債務の償還についてはですね、補償金を免除していただくと大変有り難い。国の積極的な財政の健全政策ですよね。これに取り組むについてもですね、どの程度の行財政改革をやればその条件に合うのかどうか、額はまだ正確に示されておりませんが、引き続いてですね、これからも行財政改革に取り組んでまいりたいと考えております。

**議長**

17番 松永征也君。

**17番 松永征也議員**

まだ確かに国が行財政改革の中身、どの程度か示されていないと思いますので、それを是非目指していただきたいと。

それで繰上償還される財源なんですけども、調整交付金で5億8,000万円、それから減債基金で2億5,000万円ほどうちが保有しておるわけですね。8億3,000万円ありますね。これなんか積立金ですとですね、利息はほんわずかですね。しかし5%以上の起債を返せば、かなり財政がね貢献、財政に良い影響を与えてくると思いますし、事実ですね、さきほど申しました起債に対する元利償還金、年々ですね18億円ずつ元利償還金を返済しておるわけですね。18億円と言いますと一般会計となんですか、企業会計合わせと大体90億円、90億円ですからね、大体20%ぐらいがもう元利償還金へ天引きされていくわけですね。これでは財政が大変やと思うんですね。これを軽くすればもっともっとうちもですね、健全な財政をつくることができると思いますのでね、是非一つ検討して実行していただきたいと思います。

行政改革については昨年に引き続いて、本部を設置して、それからワーキンググループで検討されておるということでした。是非一つ進めていっていただきたいと、特に昨年はですね人件費と、それから機構組織ですね、そこらを思い切った改革がされたと思うんですが、これからですね、特に今年度どのようなことを重点的に改革をですね進めていこうとされておられるのかですね、その方針をちょっとお聞きしたいと思います。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

したがいまして、新規職員の採用はですね、今後はバランスを考えまして年1人ぐらいの職員採用はしていこうと思っております。考えておりますが、そのほかにもですね、起債については有利な起債を適用していきたいなど、事業する場合には起債の有利な起債をやることによって、かなり財政が楽になることとはご承知かと思えます。

それからあらゆる部門についてですね、財政改革を断行していきたいと思うんでございますけれども、その社会的な変化等にも勘案しながらワーキンググループ推進本部等ですね、よく協議をしまいたいと、そのように考えます。

**議長**

17番 松永征也君。

**17番 松永征也議員**

今後ですね、さきほどの町長のご答弁ですと起債に頼ると、ただ有利な起債にということではあるんですけどね、その繰上償還を是非考えてほしいし、紀北町はですね県下でもですね、その起債現在高は町民1人当たり70万8,000円ですね、一番県下で高いわけです。

是非一つ減らすようなかんべんをしていただきたいと思います。

それから農業なんですけども、渇水対策として補助金も考えていくということですが、農家大変大きな痛手を受けておりますので、是非お願いしたいと思います。

そしてですねこの渇水対策、町長も少しさきほど触れましたけども、このようなことが今後ないようにですね、この中山間地域総合整備事業、この事業でね是非一つ基盤整備なんか取り組んでいただきたいと思いますと思うんですが、ちょっとご答弁お願いします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この中山間地域の総合整備事業というのは、さきほども説明しましたように非常に有利な事業割合ですね。町費が15%でいいというわけですから、これに適応ができるようなあらゆるやり方、それから事業をよく精査をしてみたいと思います。そうして農業基盤整備ということに努めたいと思います。

議長

17番 松永征也君。

17番 松永征也議員

ハードの事業だけじゃなしにですね、ソフトの事業についても是非きめの細かな検討をしていただきたいと思いますと思うんです。農業ですね、せっかく耕地整理といいますか、ほ場整備をやったとこで、もうすぐに休耕田というのか、耕作放棄地になったんではいかんことなんで、その担い手というのですかね、耕作できる人を一つ十分考えてもらって、例えば担い手に貸し付けするとかね、それとか株式会社の参入とか、今、規制緩和されておりますでね、NPOとかね、そういうところの参入とか、そのようなことも検討していただきたいと思いますし、それでまたこの地域の特性にあったね作物も、是非一つ検討して取り入れていただきたいと思いますと思うんです。

さきほど申しましたバイオマスの生産なんか、原油が高騰したということで今、脚光を浴びてはおりますけども、この地域でもですね戦後ですねサトウキビとか菜種油ですね、そういうものを栽培して、製造しておった時期もあるんです。大変成績も良かったように思うんです。そのようなことでそういうことも含めてですね、この中山間総合整備事業はですね大変、町長いわれるように大変有利な事業でもあると思うし、二度とない機会でもあると思うんです。是非一つそういうこともきめ細かい検討をしてほしいと思うんですが、ちょっとお

考えをお聞きしたいと思います。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

今、議員の指摘されましたバイオの関係、これ果たして生産物はその経費に合うのかどうか、これはそうですね、日本はかなり先進国となっておりますので、途上国の方々との収入レベルがちょっと違いますんでですね、果たしてどうか。そのへんのことについてはNHKもかなり突っ込んだ、米の栽培はね、そういったものバイオに適用できないかとしている農家も紹介、報道されておりました。

そんなこんなで、また本町の議員、前議員ですね、元議員でバイオについてもアドバイスを受けております。その辺の専門的な原価計算と農業経営に合うかどうか、これはわかりませんが、今指摘を受けました後継者についても総合的に、これはもうあなたがおっしゃいました自給率、食物自給率についてもですね、これほど世界の人口が増えてきて60億人ですね今、相当な食料不足も想像できるのではないかと思うところもあります。

そういうことから、また今から60年前の前ですね、農作物の状態が出てくるのかなということもあって、国ももちろんそんなことは考えておられるでしょうけども、地域としてもですね、この一次産業を衰退させないように努力しなきゃいかんと考えてます。

**議長**

17番 松永征也君。

**17番 松永征也議員**

船津川のですね右岸堤防の件なんですけど、県は確かに、県の管理ではありますけども、この地域堤防の外側というのですかね、農地であったんですが、今も地目は農地なんですけども、船津川の掘削した土砂で埋め立てして、お陰さんで堤防は大変強くなったわけなんですけども、農地についてはですね引き続き耕作を続けていくべきところなんです。

そしてまだ工事にかかっておりませんが、引き続き上流のほうへですね同じように、あの堤防沿いを埋め立てすることになっておるわけなんです。したがって、4 m以上の堤防敷ができるわけなんですけども、この道路をですね船津のほうから相賀まで約2 kmあると思うんですが、大変重要な道路であると思うんですが、現在もですね朝夕はですね、地元の方が大勢ですね散歩なんか利用してますけど、数年経てばですね、また以前のような竹が繁って竹藪になっていくとか、人が通れんような状態になるんやないかと、そのようなことで

この中山間総合整備事業はですね、町長言われるように高率の補助事業をですね、国・県で85%、それで残りはですね合併特例債の対象になるということで、5%の負担があればできる。例えば3,000万円かかっても5%で150万円ですね、この2kmにわたる立派な道路ができて、住民の方が大勢利用便利になるわけですね、そのようなことからね、是非ほかの事業でもいいけども整備していただきたいということは、大勢の地元の意見なんですけども、是非今後ともね、お考えをいただきたいと思っております。

私はこれで質問終わりたいと思います。

## 議長

これで松永征也君の質問を終わります。

次に、1番 東篤布君の発言を許します。

## 1番 東篤布議員

1番 東篤布、議長のお許しをいただきまして、19年度6月定例会一般質問をさせていただきます。

今回は2点ほどですね、町長にお尋ねしたいと思っております。また町長ではわからない点は、各課長にお答えいただいても結構だと思います。

前回からも何度かですね、地区の要望等をお願いしてまいりましたけれども、前向きに検討していただけたことでしたので、その後、どのように検討していただいたのか。

どういうことかと言いますとですね、紀勢国道高速道路が今工事が海山側も入っていますけれども、紀伊長島区の東長島二郷神社というのがあるんですけども、そこの前を町道が通ってまして、それとちょうど高速道路のインターへの乗り入れ道路がですねクロスするわけなんです。そこの町道が下になりまして、下にこう通っている。その上を高速道路のインターへ向かう乗り入れ道路というのがこう付くわけです。422号というんですけども、この町道の上を通っていきます。これはトンネルです。ボックスカルバートというのでできるということを聞いております。

そこで問題になるのは、その町道を通ってですね、子どもたちが通学路に利用しておる。そして近隣の主婦の皆さんが買い物にですね通っておられる道路であります。ちょうど二郷神社の真横のところですね、町長ご存じだと思いますけども、今現道がですね非常に狭い、この狭い状態でトンネルになってしまいますと、道路が通ったときに非常に危険じゃないか、危ないじゃないかという町民からの声が上がっております。

これは県のほうに聞いてみますとですね、町からの要望があれば広げましょと、こうい

うことなんです。ただ町としての問題点はどれほどの町の負担が生じるのかなという点であったかと思いますが、これの進捗状況ですね。この高速道路に関しましてはちょっとこの僕書類に抜けておるようですけども、僕は海山インターのですね、前回にもお願いいたしました。今回課長が変わっておられますけれども、前の課長のときにも町長にお願いしたはずでございます。海山インター。

いわゆるどういうことかと言いますと、長島は北からも南からもインターに登れます。なぜそのようになるかと言うと、料金所がないからなんです。海山インターも料金所がないんです。であるならばこの地域相賀というところですね、一昨年水害で非常に被害を被った地域でございますけども、この地域からも乗り入れを可能にされてはどうですか。そうすればいざというときのですね避難道にもなるし、そしてなおかつ通過点にならないためにもですね、いわゆる高速道路ができたために、この一番今、海山区内で発展しておるところのこの相賀というところがですね衰退していかないために、そしてまた引本からの魚の運送についてもですね、こちら側から道路があればいいんじゃないかと、この点について国交省、県に尋ねてみますと、これもですね、さきほどの長島の二郷神社のトンネルと同じでして、町からの要望があればやりましょうと、こういうことなんです。

今現在、町にはいろんな多くの課題があります。山積しておると思います。しかしなれど、毎年手直しを加えていける諸問題もありますけれども、このように一旦やっけてしまいますとですね、50年、100年と変更することができない、このような大きな課題もあろうかと思えます。その大きな課題のいわゆる一つがこの、私は海山のインターの乗入口ではなかろうかと思えます。まだ計画段階でしてですね、これから詳細設計にも入っていくわけですから、今現時点で町がですね、将来展望踏まえて描いていただければ変更可能ということ国交省から聞いております。この2点をですね、1の中の2つですね、進捗状況と、どのように県に国に動いていただいたのかを教えてください。

それと2つ目ですけども、町の財産評価及び財産管理というか、難しい言葉で書いてありますが、簡単に言いますとですね、私は最近の国交省、県の用地買収等を見ておりますとですね、非常にこのバランス、アンバランスである。昔は県の買収価格よりも国交省が、国交省よりも道路公団、いわゆる今の中日本高速は高額であった。そのように私は認識しておるんですけども、もっと疑問に思う点は県の高速のですね用地課、そしてまた高速の推進室と、そしてまた国交省の用地課等の話を聞いてもですね、それぞれの皆さんがこちらが納得するだけの評価基準を持っていないということなんです。

例えば長島地内で、海山地内で過去3年に遡って、5年に遡って売買事例があるんですけども、それを調べておられるかという、調べておられない。調べた資料持っておられない。じゃ何を根拠にこの単価が妥当かと言いますとですね、コンサルタント、いわゆる土地不動産鑑定士に依頼した。その方が出してきた資料が適切であるところ判断しておるとい、今回私が言いたいのは、そのような国・県ですね出された単価を鵜呑みにして、私は、町が独自の評価基準を持たずして、売買にですね着手した場合もあるんですけども、数箇所。それではいかなのではないかと思うわけでして、町民の皆様から固定資産税等いただいております。固定資産税評価基準価格もあるはずですので、どのようにして固定資産税をですね算出するか、また税務課長にちょっと教えていただけますか、後のほうでも。

どのようにして町独自の評価を出しておるかという、またその評価基準となるそういうものがあるのかどうか、固定資産税を決めるための評価基準は持っておるといのは知っておりますが、過去のいわゆる町が買収してきた土地の価格表であるとか、町も予算を出してます。県工事に対する売買のですね、5年から先はないというようなことは言わずにですね、これ蓄積していかないかと思うのですね、町長。それがどうもないように思うんです。その点があるのかなのか、ちょっと教えていただきたい。

あと細かい点は自席にてお尋ねさせていただきます。どうもありがとうございます。

## 議長

奥山町長。

## 奥山始郎町長

東篤布議員のご質問にお答えします。

近畿自動車道紀勢線の紀伊長島インターへの取り付け道路につきましては、国道422号、紀伊長島インター線工事として三重県が、延長約1kmの整備を行います。現在用地測量を終え、工事着手に向け用地取得を開始したところでございます。

議員ご質問の紀伊長島インター線と町道山本1号線との交差ですが、町道上にボックスカルバートを設置して立体交差とする計画でございます。町道の現況幅員が4mに対し、県の計画は5mとなっております。議員ご指摘のとおり、山本1号線は東小学校への通学路でございまして、交通安全上の観点からボックスカルバート内に歩道の幅を確保してほしいと、地元の声があることは伺っております。

このことから事業主体の県に、もう少し幅を広げ歩道を確保してほしいとの要望を行いました。県としては現況4mに対して1mを広げる計画としていることから、このようなケ

ースでは道路管理者間のルールもあって、これ以上の拡幅については、紀北町の負担がないと対応が困難であるとの回答でございました。

町としては交通安全上で問題を残すことになり、将来的には拡幅することがほとんど不可能と考えられますので、多少の町負担があっても通学路としての安全性を確保するべきであると思いますので、再度県に設計の見直しを要請したいと考えております。

なお今後、予算措置が必要になる場合もあるかと存じますが、その際には改めてご説明いたしますので、ご理解、ご支援いただきますようお願い申し上げます。

海山インターにつきましては、以前議員から要望があったと思います。私の伺っているところでは、要望はしておりますが、どうも国レベルにおいては今の一直線で、あそこでインターを予定のお魚らんのところへ落とすというような方向であるらしい。このように伺っております。

しかしながら、議員が独自の情報によれば、まだ要望しても可能ではないかとおっしゃいましたので、今後もそれを確認しながら再度要望いたしたいと考えております。

それから固定資産税は賦課期日である毎年1月1日現在の土地、家屋及び償却資産の所有者に対して課税する町税であります。また固定資産税額は土地家屋、償却資産の課税標準額の合計額に1.4%の税率を掛けて算出します。この税額計算の基になる課税標準額は、原則としてそれぞれの固定資産の適正な時価をもって課税標準額とします。

以下、土地の課税標準額の算出方法についてご説明いたします。

固定資産税における土地の適正な時価とは、特別な事情のない通常の取引において成立する価格をいいます。すなわち土地の適正な時価は売買実例価格から特別な事情による不正常的な要因に係る価額を除外した正常売買価格に基づいて求めることとされています。

なお、宅地につきましては、平成6年度から国土交通省が不動産鑑定士に委嘱して行った鑑定評価を基に決定し、公表する地価公示価格の7割を目途として評価することになりました。

本町ではこの価格の算定につきましては不動産鑑定士に委託して行っています。これらの土地の評価については毎年行わず、地方税法第341条第6号により3年に一度評価替えを行うことになっています。以上でございます。

**議長**

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

一度に言うのと整理できませんので、1点ずつ絞っていきます。

まず山本の二郷神社前ですね、町道とのクロスのところ、今現段階の基本設計の段階では4mになっている。町の要望において県がですね、そこまではやりましょうと言ってくれているのはあと1m広げようというのですね、5m。今現在あそこの道路は水路も通ってまして、これでは歩道をつくることはできないであろうと、こうなっています。

ただ町長がですね、町予算を出してもやろうと、だから幅員が何メートルになるのかという点をですね、技術面の点からですね、今現在は4m、だからあと何メートル付けなければ歩道をつかって安全な通学路として、また買い物のご婦人の皆様ですね、歩道としては確保できないという点を課長にのちほどお答え願いたいと思います。

しかしながら、今回私は町が予算を出さねばならんというこの根拠が、よくわからんのですけれども、法律的にそうっておるんだとこう言われますけれども、しかし、この高速道路の計画はこれは住民の皆さんの地方からの要望の一つでもありますけれども、その以前から申せば、国のですね日本全国に張りめぐらした高速道路の計画の一環でもあったわけです。これは平成9年に町との協議のうえで、ここにインター線が通る。そしてこういうふうに乗入れ口をつくるんだと言ってつくられた都市計画決定された図面がございます。

その以前は、昭和40年に町独自の都市計画を持っておったと思うわけですけれども、このときにですよ、一つの地域を分断するような道路計画がなぜなされたのか僕は不思議でならんのですけれども、そしてまた後々この道路はまたどこが管理していくのか。であるならばそれを管理する機関がですね、行政が僕は今回のその通すことによって一本の町道をですね、非常に危険にさらしてしまうわけですから、例えばおっしゃるとおり4mでも結構です。じゃこのボックスカルバートの通学路で何かあったときに、どこが責任取るんですかこうなるとですね、通っておる道は町道ですからね、その責任は一体町長どうなるんでしょうね、今後ですよ。

この道路町が僕がお願いしたものなのかですね、県からここへ持ってきたのか、僕はどちらかという県サイドじゃないかと思うんです。なぜならばですね、北側のほうの交渉については全部県がしておるだけなんです。町は一度も来てないですよ。図面はですね海山インターに、後ほど言いますけれども、決まっておるやに言いますけれども、そんなことないです。二転三転、本線そのものがずっとおるんです。海山なんかの場合は。長島なんかはこれで決定ですと言うてから、何遍図面書き替えたかわからん。書き替えた図面うちに全部ありますけれどもね。海山インター後ほどにして、長島から絞っていきますと。

技術的にいってあと何メートル広げる必要がありますか。という点と、どこがお金を持つかというざっくりばらんな話をしますとですね、どこが計画して、だれが迷惑を被って、あとの責任はどこが取らなならんのやとなったときにですね、我々は県は上通るだけ出して、下の町が通るのだとこう言うんであればですよ。そこのどこが一体この、この通学路で事故があったとき責任取っていただけるのか、その2点をお答えください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その拡幅について、どれぐらいの技術的にと議員おっしゃいました。私ども担当課と相談したところ、1.5mぐらいの増というふうに考えております。

それからこれ町道であります関係です、交通事故の発生については、それは道路管理者がどこまで責任持つかどうか、その辺がちょっと私も疑わしいところがあって、ルール違反とか、いろんなことが原因であろうかと思いますが、その辺のところはなかなか明確に私としては言いにくいところがございます。

議長

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

1.5mと言われましたが、それは現道のいわゆる4m、県が1m広げようとしておる、それから1.5ということは、すなわち現道の4mに対して2.5ということと理解してよろしいでしょうか、そういう点。

それともう一つ、例えばですよ管理者が責任持つんだと、これは町の道路に伴うあれだから、町が金持つべきやとこう言いますけども、例えば長島のある簡易水道で水が濁ったときにですね、当然これは町の責任やと、県がこう言うておった。しかし、濁った原因の基をですね、じゃともに考えませんかと県に行って協議したところですね、県に責任あるということですね、県は予算を出すようになったわけです。だからこの道路を通すことによって、迷惑を被るのは町民である。だから原因をつくったのはどこなんですかという観点に立って考えていくなればですね、もう少し議論をしてですね、県と折衝できるんでなからうかと思えます。これは要望です。

1点だけ、いわゆる1.5m延びると町長がおっしゃったのは、現道の4mプラス1プラス、いや2.5mの増ということでもいいんでしょうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

4に対して県が1m増やして、それへ町が提案として1.5m、計6.5mということです。

議長

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

わかりました。じゃ現道の4mの道路に、あと予算はともかくとして2.5mを増やしていただいて、町民の安全な歩道を確保していただけるという点をですね確約いただきまして、これについては終わります。

海山インターの図面が今ここにございます。この図面を見られた町民の方はですね、何名おるかと思えますね。僕は一番当初の説明会に2、3行っておりますけれども、この図面等にいたしましても、一番最初にですね、この本線の図面をいただいてから、本線も変わっておる。驚いたのはですね、ここにですね確か何とかという大きな会社があったんです。昔はかかってなかったのに、それがズレたがためにかかってしまって、200名からの雇用の場がなくなる。若者の職場もなくなる。他所に出ていきます。だからお年寄りだけが残った。非常にこういう大きな問題も起こってます。

そしてこのインターに乗入口につきましても、当初はこうじゃなかった。いいですか、ここに住んでおる皆さんも説明会のときはこんな図面見ていなかった。2回目か3回目出でてですね、こんな図面がいきなりでっかいのが貼られた。こうなったんです。当然町も入って協議されたんでしょうけれども、大体、今現在、大台のインターをですね、下りられた皆さんならご存じだと思いますよ。あの状態でやっても渋滞起こすわけです。このようなカーブのところですね車止めてですね、僕は事故が起こらんほうが不思議でなからうかと思えます。この図面はですね、あとからまたZさんに頼んでテレビでも流してもらいたい。

いいですか、ここに相賀区があるんですよ。水害で浸かったところがある。であるならばですよ、ここから乗り入れすりゃいいんです。今町長はですね、国は無理やとこう言ったと、無理やというのはいわゆる予算の出し方の話なんです。現にここは区画整理された町道が通ってますから、さきほどの山本線と同じです。この道路を広げていこう、今すぐ広げよというわけじゃない。将来にわたって広げる計画を持つことによって、乗り入れ口だけつくっていただけるんです。予算の話はともかくあとなんです。難しい、できない問題を探すよりは、

やろうとね、やりたいと、であるならばできる方法を検討していただきたいわけです。このように何遍も説明会でもお願いしてきました。もう数年にわたってお願いしておるわけです。

もう今しなければ、もう二度とこれできませんよ。現に、さきほど前議員がおっしゃいました。堤防の法面を利用してそこに道路を通そう。ここにずっと右岸に道路が通ったら、この地区非常に良くなるんです。そのような計画は関東のほうではどんどんやっています。狭いところに用地を買収せずに、今ある堤防を幅を拡幅して安全な堤防をつくって、上を四車線にしよう、二車線にしようとなっているわけです。そのように考えていくとですよ、このJRがもっと山根にあったならば、この地域や海山にとってもっと良くなったんでなかろうかと、こう今の我々は思うわけです。

このように後悔を残さないためにもですね、今我々がこの議会が、執行部が一丸となっていてですね、強い要望をしてやっていくことによって、何らどこその町みたいに通過点になってですね、寂れてしまうたわという、あとで悔いを残すことのないようにしていきたいわけです。だからつくるのであればどこから通そう、前向きに検討していただきたい。できない理由を探したらいくらでもありますよ。やろうという意思があるかないかです。その点もう一度お尋ねします。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

議員の大変ご熱心な考え方でございます。この図面を見せていただきまして、相賀区につながる乗り入れ道路ですね、これについて再度要望活動をしてまいりたいと思います。

**議長**

1番 東篤布君。

**1番 東篤布議員**

要望するときにはですね、こちらから図面を引いてって、我々の町側の考え方こうですと提示していただきたい。ただ口頭で言うだけではですね、絶対動きません。そのように思います。安いもんです。図面描くぐらいは、ちょっとコンサル頼んでササッと描きゃいいんです。うちには立派な職員の皆さんおりますので描いていただければ、たたき台でいいんです。我々も県と協議するときはたたき台からずっと、僕は手で手書きでしていく、この図面に。

それでこちらの同意を得て図面化していく、変更まだまだ可能です。どうかこのZTVをご覧の町民の皆さん、特に相賀、引本、矢口のその辺の皆さんがですね、町にどんどん電話

を入れてですね、皆さんの声を挙げていただきたい、本当に。もう二度とできませんよ。今やらなかったら、海山寂れてしまいますよ。そのように思います。

じゃ2点目、評価基準についてですけれども、ここに僕はちょっとある過去の資料を持っています。いわゆるこれはこの高速道路、いわゆる道路公団が民営化云々というよりも、この高速道路そのものが尾鷲でストップだと発表された。その以降に尾鷲熊野間だけ新直轄、国交省になりましてですね、このときのいわゆる平成14年までにですね買収された価格見えます。その当時のこれ9年から14年までの買収価格を見えます。これは一つはいわゆる紀勢町側、これは道路公団の買収価格、それから尾鷲熊野間の山林の買収価格、倍違う。それからこれはもう一つ、これはですね平成12年5月に調べた、いわゆる大内山側ですね、長島へ入って来ないところのですね山林、急傾斜地、木を植え付けにくい、それで畑のように平地のところ木が植わっているところ、木が植わっているけれども42号線に接しているところと接していないところ、それで大内山側に下るところの崖のような状態にある山林、価格あるんです。

非常にバラツキがあるわけです。だからこれをですね、町独自の持っておっていただかないとですね、私は何も国がおっしゃる価格が、県がおっしゃる価格は間違いであると言うておるわけではないんです。協力してくれる地権者の皆さんに納得していただくためにはですね、説明に回る我々もですね、ちゃんとした資料を基にして、こうであるからこうなんですと、何とか協力願えませんかと言わないとですね、これは県が出したから、国が出したから間違いはないんです。じゃその県に国に聞いてみると、コンサルタントが出したんだ。コンサルタント、いわゆる工事でも発注しますと、仮にちゃんとその工事がなされるかどうか検査がありますね。会計検査もあります。

であるならば、こういった、いわゆるこれも入札なんです。コンサルタントに入札するわけなんです。じゃそのコンサルタントの出した数字が、提示された金額が正しいのかどうかという、判断する機関がなければならん。であるならば、町独自のそういう評価基準、税金を取るための評価基準は知っています。そうじゃない、工事に携わってきた標準のですね、評価価格というのはあるんですかと、こう言うておるわけです。どうぞお願いします。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

国は国で不動産鑑定士をお願いして鑑定、土地の評価等を決めてまいります。さきほども

申し上げたように、町といたしましても土地評価価格については、平成6年度から国土交通省が不動産鑑定士に委嘱して行った鑑定評価を基に決定し、公表する土地地価の公示価格の7割を目途して評価するというふうに申し上げたんですが、それから鑑定士といえども、いろいろの見方はあるでしょうけども、最大公約数は国家試験を受けておられる方々であるんで、ほぼよく似たような結果が出てくる可能性が高いのではないかと思います。

町といたしましても本町ではこの価格の算定につきましては、不動産鑑定士に委託をして課税価格の決定、評価額の決定をいたしております。以上です。

## 議長

1番 東篤布君。

## 1番 東篤布議員

当然、平成6年ですか、国から出された固定資産税の評価額、それで町が昔から持っているところの課税標準額というのがあるそうでございます。それとまた国交省が出しておるところの地価公示価格ですね。国の試験を受けた鑑定士であるから、ほぼ間違いのないであろう。そんなこと言うたら土建屋さんかてそうです。厳しい試験を受けて通ってきた皆さんおるわけです。その方々が各単価ね、あるわけです。入札にかける以上はね、やはりそれを適正な評価されておるかどうかというのが必要ではなかろうかと思います。

僕はそういう気持ちでもってこの前、国交省の方と県の高速道路推進室の推進官と来ていただきましてですね話しました。これは皆さんコンサルタントに振ってます。まずこう聞いたんです。皆さんはこの価格を出すときに、これは適正だと思いますかとか言う。適正だと思いますと、適正だと思うからこそ皆さんにお願いに回っておるんだとか言う。であるならば皆さんがこの単価を出したんですかとか言う。いえ違います。コンサルタントが出したんです。ああそうですか、じゃコンサルタントの皆さんはね、当然勉強されておる。であるけれども私はこの用地価格決定については売買実例、過去の数年に遡っての売買実例も当然調査されておるとこう聞いてますが、コンサルタントの皆さんそれ知ってますかと、当然知っておるはずでとこうおっしゃる。してないんです。調べた上で聞いておるんです。

県は過去3年に遡ります。国が2年、それは計算式に入れるときにそれを入れるわけです。でももっと数年遡って知っておらなあかん。それはどこかということ、その事業を行う県であったり、国であったり、また町であるわけです。皆さんがそれぞれの実例を持ってあって、自分たちの評価額基準を持ってあって、そして工事として発注する。そしてコンサルタントが出してきた価格は妥当であるのかどうか、それをね自分たちの持っている帳面と合わせて妥

当であろうと判断されたんなら、何も持たずして町長が今おっしゃったように立派な大学を出て、立派な試験を受けてきたからまず間違いないであろうみたいなことをおっしゃるからですね、私は納得できないんです。

だから町民の財産を預かる、そしてまたその財産を基準として税金をいただいておりますわけですから、その町としたらですね、私はもっと皆さんに納得していただけるような資料が必要ではなかろうかなとこう思うわけです。ないならないで結構です。今からつくってあげばいいわけなんです。

そしてもう一つ、高速道の進捗状況につきましては、町長さきほどからいろいろとご答弁いただいておりますけれども、過去に昔は紀伊長島区の場合、高速のプロジェクトチームというのがあったはずですけども、今現在ありますか、ございますか、ちょっとその点。

ちょっと重複しました。ごめんなさい。まず財産の問題をまず片づけていきます。町独自のがないということですので、固定資産税を算出するための評価基準はあるけれども、過去の実例等の資料はないということですね、町長。

---

議長

ちょっとその場で休憩とさせていただきます。

25分より再開いたします。

(午後 2時 18分)

---

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 25分)

---

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ただいま東篤布議員のご質問にお答えいたします。

町といたしまして売買の土地の実例はっております。

議長

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

またその過去ね、工事やっておるわけで、当然実例あると思います。その実例集をちゃんと整理してですね保管していただいて、それをもってですね県、国にですね教えてあげていただきたい、それをちょっと強く要望しておきます。

これで全部終わったわけですけども、もう1点整理しますと、まず一番大きな問題は海山インターだと思います。長島インターに絡んでの町道、いわゆる二郷神社前の道路は現道の4mから2.5m予算はともかくですよ、広げていただけるという点。そしてまた国、県が提示される価格は適切なかどうかということ判断するためにですね、町サイドの過去に持っておられるところの評価基準を整理していただいてつくっていただきたい。こういうことでございます。

さきほどちょっと質問しかけて忘れちゃったけども、過去には高速のプロジェクトチームがありましたけれども、今、高速担当は紀北町におかれましては1名しかいない。県に派遣しておる職員も含めると2名なんですか、なぜプロジェクトチームがなくなったのか、プロジェクトチームがなくなったがためにですね、マイナス点はないのかどうか、ちょっとお尋ねします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

実際、プロジェクトチームは立ち上げておりませんが、高速道路に関する情報、しかも重要な場合には町長部局、それから担当課、それを合わせてですね検討し、要望すべきものは要望します。しかしながら、徐々に人員が少なくなっていることも原因の一つであります。

議長

1 番 東篤布君。

## 1番 東篤布議員

建設の中でですね、そのチームをつくるということになりますと、現人員ではちょっと難しかろうと思います。例えばですね、長島の田山区の場合に、その住民の中から高速担当という方1名ないし2名つくっておるんです。だから最初から最後まで継続して話を聞いておる。だからよくわかるんです。でも我々の地域はですね、そのときの区長さんがやるものですから毎年変わるものですから、話がさっぱりついて行けないと、こういう状況なんです。

町のいわゆる高速担当も今現在はそういう状況でなかろうかと思うわけです。ですから各課にですね、変わっていてもそのプロジェクトチームというのは存続してですね、そういう方法を取っていけば、この高速道がですね、すべて終わるまでいろいろその知識の蓄積ができるんじゃないかと思うんですけどもね、せっかく得た情報と引き継ぐというても、なかなか上手くできないわけです。

具体的に言えば数日前ですか、町長に担当職員の方から書類を出さしていただきましたけれども、県もこの資料なくしてしもうておる。町もなくしてしもうとる。いわゆるこれは公文書だと思います。県から町に送った書類。それからまた民間から県に送った、町に送った書類等をですよ、これ町長の判も押してあるわけですから、これはですね、僕は職員の責任ではないと思います。こういったシステムのもので、何と言いますでしょうか、システムさえ変えていけば上手くいくんじゃないかなと思うわけです。今現在の職員の方には非常に負担がかかっておると思います。それを補うためにもですね、何もこれは建設だけでなくても良いと思います。そういう一つのチームをつくっていただきたい。もう一度それをお尋ねします。

それでこの資料なくなっておるの町長ご存じですか。

## 議長

奥山町長。

## 奥山始郎町長

今、ご提案いただいたというふうに受け止めております。実際、この高速道路のプロジェクトチームを建設課だけで立ち上げることは難しいと思います。

よって、関連の産業振興とか企画とかはピックアップしてですね、チームをつくっておけば人事異動があったとしても、情報というものは確保できるんじゃないかというご提案だと受け止めてます。検討させていただきたいと思います。

それから今、議員が言われたような、その公文書が紛失してないということは、私はまだ

聞いてないんです。

議長

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

これはまた後ほど町長に見ていただきます。なくなっておるわけですね、職員の方を責めたりして言うておるわけではないんです。県そのものがなくしておるんですからね。だからこういうことをなくすためにも、やはり地元のことですから、地元の我々ですね、そういうシステムをつくって、ちゃんと情報を保管しておきたい、こう思うわけですね。

だからその点はもう一度ですね、各課の課長の皆さんと相談されてですね、これはこの今回の事業だけではないと思います。大きな事業にあたってはそういうチームを作成することによって、今現在持っている業務に支障をきたす範囲ではいけません。今現在の業務とは違う意味ですね、長期にわたるであろうプロジェクトには皆さん各課ですね、取り組んでいただきたい。これを強く要望して私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

議長

これで東篤布君の発言を終わります。

---

議長

それではここで暫時休憩といたし、45分より再開いたします。

(午後 2時 33分)

---

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 45分)

---

議長

次に、11番 入江康仁君の発言を許します。

11番 入江康仁議員

通告に従って一般質問を行います。

私の今回の一般質問の内容は、1つ、やすらぎ苑補助金の復活を望む。また2つ目は、し尿収集の料金等についてでございます。また3つ目は、高齢者の方々のための巡回バスの問題、また4つ目は、お魚らんの移転補償問題についての、以上の4点でございます。

まず私は、一般質問に入る前に、去る5月21日に議員定数検討特別委員会で、去る一議員から発言をする議員がいいのか、また発言をしないでも信念を持って手を挙げている議員がいいのかというような意見がございました。行政から出してくる議案に対して、何も発言もしないで手を挙げている人に、町民の皆様は何の信念を持って手を挙げているのかわかるのかと、疑念を持って町民の皆様に出る選挙で選ばれた町議会議員とは、また町議会議員の姿勢について、私なりの意見を、また考えを述べさせていただきます。

私は町民の皆様に出る議員にさせていただいた以上は、町民の皆様の意見を、また考えを、この町議会で発言し、反映させることが議員の使命だと考えております。また町議会という、この公の場所で発言をしてこそ、正当な議員だと私は思っております。そうではないでしょうか。町民の皆さん、この町議会という公の場所で自分の考え、意見も言わずし、なぜ議員と言えようか。

議長

入江議員、一般質問のほうへよろしく。

11番 入江康仁議員

今、姿勢のことをやっとなるんだからさ。

また意見を言えば支離滅裂の意見を言う議員もいます。また町議会という公の場所で発言もしないで、議会が終われば個人個人のところを回って言い訳、弁解をして回っている議員がたくさんいると聞いております。

町民の皆様、議員とはこの町議会という公の場所で発言してこそ議員だと思っております。そして町議会選挙に立候補したときの私の選挙公約は、町民の思いや意見が反映されていない議会に憤りを感じ、立候補いたしました。そして当選させていただきましたならば、必ず

町民の意見や思いを議会に反映させると公約したのです。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

通告外じゃない。これは私の姿勢で答弁を求めてないことだから。これは一般質問ですから。私の意見としては、これ通るんだよ。答弁を求めるのは通告がいるけど。

議長

いやいや、この一般質問というのは、質問を出されたものに対して、

11番 入江康仁議員

議員の姿勢に対して私個人のことで意見を述べているわけで、答弁を求めない。

議長

いや、求めてないですけど、一般質問においては、この質問通告書に基づいて一般質問をしていただくように。

11番 入江康仁議員

だから、それに入ってくるまでの前段と言っているじゃないか。

議長

いや、私は聞いていなかったです。

11番 入江康仁議員

だから、最後まで聞きなさい。つないでくるんだから。

議長

それでは、短くよろしく願いいたします。傍聴静かによろしく願いします。

できるだけ手短にそれではお願いいたします。それで直ちに一般質問に入っていただきたいと、そのように思います。

11番 入江康仁議員

はい、それでは2、3分で終わります。

しかし、私も議員としての町民の皆さんからの批判もあることも聞いております。また注意を受けたこともあります。それは言葉があまりにもきつ過ぎやしないかということです。また町長や行政に厳しく追及し過ぎじゃないかということです。しかし、町民の皆さんにはわかっていただきたい。このぐらいの気力と迫力がないと、町民の皆さんの意見や思いが議会に反映されず、また町行政には伝わらないのでございます。

そして私はただの言いっぱなしの議員にはなりたくないでございます。私は町民の皆様  
の思いを、また意見を、考えを聞くだけではなく、1つでも多く行政に対して実行していた  
だいてやっていただくようやっていきたいと思ひます。またそれが町民の皆様選挙で選ば  
れた町議会議員の姿勢であると考えています。またそういう町議会議員になりたいと思っ  
ております。以上でございます。

それでは通告に従って一般質問に入ります。

まず初めに、やすらぎ苑の補助金の復活についてです。町長、これはどうしてもです復活  
してほしい。今、紀北町の町民は合併して良かったと言う人はまずいません。特に高齢者  
の方々、また高齢者を抱えておる家庭は大変なのはわかっていますか。特に高齢者の方々の  
医療の負担金の増加、それに伴う家族の負担金、本当に大変なんですよ、町民は。

今、私は町長に言いたいことは、町長に町民と一緒にレベルに立って、今、町民は何を考  
え、何を行政に望んでいるか考えていただきたい。町長、1つの例を紹介したい。昭和11年  
2月26日、俗に言う二・二六事件でございます。そのときの岡田啓介首相が難を逃れて、2  
月29日の天皇に拝謁するまでの3日間、都内を逃げまどう中、その年は世界恐慌の中で、日  
本においても失業者や貧困者が町にあふれていた。岡田首相は1日目は自分の時計を出して  
どや街の安宿に、2日目は路上に溢れる失業者及び貧困者たちと一緒にたき火を囲みながら、  
この底辺の人たちの話を聞きながら、自分は何も政府として政策も何もしなかったことに反  
省をし、その中で上流階級の人たちとの舞踏会や宴会等のことを頭に浮かべ、反省するの  
であります。

現況を見て体験をすることによって、自分は何もしなかったことに対して岡田首相は、自  
分は首相失格だと言って天皇に拝謁したあと、首相を辞任しております。二度と歴史に残る  
ようなところには出なかったのです。町長、ここです。あなたはこの紀北町のトップです。  
いくら財政が苦しい、厳しいからといって紀北町の町民、すなわち戦後この地域のために貢  
献してきた高齢者の人たち、また身障者、母子家庭の弱者の人たち、また高齢者介護料に苦  
しむ人たち、高齢者の方々の医療代に苦しむ人たちの政策をしないで、福祉予算を削減をや  
って何が財政改革であろうか。

それに伴って、今回はどうしても町民の方々の意見の、また声の大きいやすらぎ苑の補助  
金をどうしても復活してほしいのでございます。これが復活することによって、私は3月議  
会にデカップリングの補助金等については声を大にして反対いたしました。私は議員となっ  
て平成18年12月議会から合併をして良かったと、町民の声が出てくるまでは、町民の直結す

る福祉予算を削減するなど言ってきました。町民の声が大きいこのやすらぎ苑の補助金を復活することによって、町長あなたは紀北町の最高責任者であり、最高執行者であります。このデカップリングの補助金に対しては、あなたは高度な政治判断をしなくてはならないこともあるだろうし、また決断するには苦しいこともあっただろう。またこのやすらぎ苑の補助金をカットするときも苦しんだらうと思います。

だから、このやすらぎ苑の補助金を復活することによって、何もかも生きてくるのです。そしてもう1つ、この機会に海山区の人たちのためにも、紀北町となったのでありますから、海山区の人たちのためにもですね、当初、紀伊長島町のときは200万円であった予算です。海山区の人たちのためにも200万円を追加していただき、400万円にさせていただき復活をしていただきたい。町長の答弁を求めます。

そして2つ目、し尿問題についてでございます。今まで業者に対しては紀伊長島区においても、海山区においてもですね、それぞれとさまざまな業者に対する悪い風評が流れておりました。しかし、私は私なりに調べたところ業者も一生懸命やっております。ただ、私は払うほうの町民の方々が気持ちよく払える料金体制さえ確立をすれば、どちらもこの問題が解決するんじゃないかと思っております。それは1つの例としてですね、やはり収集車に対して、し尿収集車に対してはメーターなど付けて、そしてリッターいくらという町のほうからですね、広報で料金等をつくり配布すれば、自ずから町民はそのメーターを見てですね、料金を払えるわけです。その問題を解決することによって、何もかもまだ小さな問題がありますけれども、大きなこの風評の問題は解決すると思っておりますが、町長の考えを求めます。

そして3つ目、巡回バスについてです。以前、紀伊長島町の時代にですね、一応奥山町長がですね巡回バスの試験をしたことがあると思うが、その結果どうだったのか、町長の答弁を求めます。

また4つ目のお魚らんどについては、垣内議員の企業誘致の質問に、企業誘致に前向きに答弁する町長は、町の施設によって現在やっている業者たちに対して、今まで一緒のように事業ができるようにするのが、町長の役割と考えるが、町長の答弁を求めます。

以後、自席にして質問いたします。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

入江議員のご質問にお答えいたします。

やすらぎ苑の補助金の復活についてであります。やすらぎ苑への送迎バスの助成制度の廃止につきましては、先の3月議会定例会でもお答えさせていただきましたとおり、対象者が紀伊長島区の町民が対象であり、本年4月から海山区も荷坂やすらぎ苑組合の管内となり、両区の公平性を欠き、均衡を保つことが重要であると考え、廃止という苦渋の決断をしたところであります。

この補助金制度の過去3年間の利用率を調べてみますと、74.7%とかなり高い利用率になっておりました。議員ご提案の補助金制度の復活については、本年4月、行財政改革の実行計画により廃止決定されたことから、その他の実行計画全体の成果や住民の声を見据えたうえで、必要な項目については再度検討する必要があると考えております。

次に、し尿収集料金の町民にわかりやすい料金制度の確立についてのご質問ですが、し尿収集の際、正確な計量を行うことは町民の皆さんとの信頼関係のうえからも重要なことであると議員同様に私も認識いたしております。

現在、本町には紀伊長島区、海山区に区域を限定し、それぞれ一業者に対し、し尿汲取及び浄化槽清掃業の許可書を発行しております。

許可業者はし尿収集の際、レベルゲージによる目視により計量し、3枚複写の汲取料金領収書を使用することになっており、内1枚は利用者に渡し、クリーンセンターでは投入量と収集料金の確認のため報告書の添付書類として、内1枚を受け取っております。

なお、県内のし尿汲取料金は、18ℓ当たり144円から250円の間で設定されており、紀北町2業者の汲取料金は県内でも下位から2番目となっており、業者の経営努力で安価な料金で行っていただいているのが現状であり、設備投資が可能かどうか、許可業者と相談の場を持ちたいと考えております。

次に、町内巡回バスについてのご質問にお答えいたします。

現在、町内を運行しておりますバス路線といたしましては、尾鷲長島線3系統と、島勝線、錦長島線を合わせた5系統があり、三重交通株式会社が運行いたしております。また廃止代替バスとして、町が自主運行いたしております河合線は、三重交通株式会社に運行を委託しております。

しかしながら、これらの路線以外のバス路線空白地域では、高齢者や体の不自由な方、子どもたち等の交通弱者が病院や駅、スーパーなどの商店、役場などに行くことさえままならない状況が続き、大変不自由な生活を強いられますことを承知いたしております。

また現在、運行中の自主運行バス河合線につきましても運行時間や経路などの変更を望ま

れる声も聞かれます。これまで旧紀伊長島町では多くの方々のバスを走らせてほしいとの熱い思いを大変重く受け止め、「福祉バスやコミュニティバスなどの導入に向けた取り組みを進めるべく、運行のための基礎データの収集や問題点の検証、住民ニーズの把握を図るため、無料の町内巡回バスを平成16年10月1日から、3ヵ月間に限り調査運行いたしました。

これらの結果を踏まえ、旧紀伊長島町では利用者の状況、バス路線の競合問題、厳しい財政事情を考慮し、調査運行を本運行に移行することを断念せざるを得ない状況であるとの結論に至りました。しかしながら、調査運行と同時に行いましたアンケート調査では、本運行を望むと回答した方が約9割ございました。また利用者の半数以上が65歳以上の高齢者でありました。

今後、急激に進展する高齢化、過疎化に伴い、高齢者の方々などの交通確保がますます大きな問題となることが推測されます。このことから旧紀伊長島町での調査運行の結果を参考にしつつ、関係各課による巡回バスを含めた交通対策の検討会を立ち上げ、幅広くご意見をお聞きし、町全体の多角的な交通対策を検討していきたいと考えておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

次に、お魚らんど海山の移転問題についてであります。平成19年3月定例会におきまして、入江議員には当案件に関する町の基本的な考え方につきまして、ご説明しているかと思っております。また繰り返しになりますが、お魚らんど海山は高速道路建設に伴い、立ち退きを要求されたことから、移転先につきましてさまざまな検討をいたしました。しかしながら、高速道路の開通で国道42号の動きも大きく変わることを踏まえ、立ち寄り条件等を十分検討を行ったうえで建設する必要があると考え、立ち退きと同時期の移転建設は難しいという判断から、一旦施設を廃止し、移転建設しない方向で考えております。

現在、お魚らんど海山は、参入業者で組織するお魚らんど海山グループに指定管理者として施設の管理をしていただいておりますが、その指定期間は平成19年4月1日から平成19年9月30日となっております。そのことから、町は当グループに対し、5月2日付けで、現在の指定管理期間の更新をしないことを通知しております。

現在、この立ち退きに係る補償としまして、国からは参入業者に対し一定の移転補償金が提示されており、国は参入業者と直接交渉しております。町としましては、高速道路の建設を推進する立場から、立ち退き交渉に臨んでいく方針であります。国の交渉形態として、施設内に参入業者がある以上、参入業者との交渉がまず先で、これが解決してから町との交渉に入るとしてしておりますので、参入業者には期限内に国との交渉を終えるようお願いしてお

ります。

しかしながら、国と参入業者との交渉は、現在のところ難航しております。その背景といたしましては、参入業者は立ち退きをするにあたり、移転補償以外の補償を求めているようであり、国との見解が異なっていると聞いています。そういうこともあって、町に対しましては、参入業者からの正式な要求はございませんが、本年3月議会において入江議員からの質問で、理由のない補償金は要求があっても出すことは難しいとお答えしたとおり、参入業者にもそのように伝えております。

以上です。

**議長**

11番 入江康仁君。

**11番 入江康仁議員**

町長、その財政改革の中でですね、町長はこれは一回もう今定例会で、当初予算によってこれやっていくんだと、その気持ちはわかります。しかし、あなたの今の答弁の中でですよ、これからこれをやることによっていろんな、その町民からの意見、また批判いろんなもの出たらそのときで考えると、それでいいものと、いいものでないとの区別もやっぱりあなたやらないかん。この補助金に対してはですよ1年経ったあとに、これはやはり仮に私の意見が正しかった、やってみますわと、仮になった場合でも、そうじゃない。それだったらこの1年間に亡くなった人たちの家族、またしてもらえなかった人たちの不満も出ますよ。

だから、私はどうしてもこの6月議会で町長のやっぱり町民の声を聞きたいと言うんだったら、私は署名も集めるように言いましょうか。そいでできるんだったら、すぐにでもそういう運動起こさせますよ。それからでは遅いでしょう。やはり私たちは町民から町民の意見を議会に反映するという約束した以上、耳に入ってきた、それは妥当がどうかと考えて私もこの町議会の中で発言しておるんです。要は町民の意見の代表として私は言っておるんですよ。そういうとこどう考えてますか、町長。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

議員のおっしゃる意味も私は理解することができます。

そこで、今も答弁をいたしましたように、その他の実行計画全体の成果や住民の声を見据えたうえで、必要な項目については再度検討する必要があると考えておりますと、こう答え

させていただきました。今、3月議会で当初予算を認められてですね、この事業が出発したわけなんですよ。今聞いてまいりますと、議員ではおそらく補正で復活ということをおっしゃっているようにこう感じました。そのことについてはいささか早いというか、少なくともですね、1年間の実施期間があってもいいのではないかと、私はそのような気持ちであります。

## 議長

11番 入江康仁君。

## 11番 入江康仁議員

それは町長、あなたはね最高責任者であり執行者でございますから、そのあなたの考えはわかる。しかし私はどうしてもですね、町民のこの1年あとから改革する間においてですよ。またこの1年間の方々、何もしてやれなかった人たちの今度は声として、今度はなぜ今から1年あとから始めたときには必ず問題が提起される。だったらね、いろんな内容の予算の枠組みの中で、あなたもそんだら当初予算の中ですよ、いろんな福祉の中でこれ 200万円です。

私も言いたくないけど、それやったら今度は10倍の 2,000万円のデカップリングの補助金と、これはこういうことも出てくる。つじつま合わないんですよ、あなたのやっていることはね。だから私は演壇でいったように、これを復活することによってデカップリングも生きてくるよと、これは予算に関連した各課課長も頭に置いていかなあかんよ、これは。

要はさきほど演壇で言うた、二・二六事件でもそうです。要は町トップとして、今紀北町は私は議員になってから、合併してから紀北町の元年だと、だから町民にいかに何をしてやれるか、町民第一に奥村議員も前回の一般質問でも言ったけれども、行政があって町民があるんじゃない。町民があって行政があるんです。だから町長、別に私はねあなたの言うとおるように、そこまで考えをしなくても、これに対する予算付けは補正であろうと何であろうとね、町民は反対するものはいないですよ。議員としても反対するものはいないですよ、これ復活して。

あなたたちのやっているそんなら予算付けはどうですか。今回の補正予算に対しても、これをしないと言うのならば、あなたたちのやっている予算付け、補正予算に対してもいろんなクレームが付いてくるよ。これは町民にやって町長、あなたの力量を伴う問題なんです、これ。だからこの際、以前には 200万円、紀伊長島町であった。海山区も出してくれと言うたから止めた。そうじゃない。海山区も言うてきたから出すんだということに、なぜその考えを取らなかったのか。そこはどうですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ですから、私はこの事業を廃止することについては苦渋の決断をしたと申し上げたとおりでございます。ですから、議員がお考えになられてこの年度途中から補正予算で復活というお考えを示されておる。しかしながら、行政をやるものの側としてはですね、この言うたらこの事業を最低は1年間、それで再度検討の幅をもって対応していこうと、そういう考え方ですので、どうぞその議員におかれてはご理解をいただきたいと思います。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

私は3月議会の当初予算のときでも、これは反対しているんです。あなたは耳を傾けなかった。だからこの6月に出して私やっているんです。だから補正予算というてもたかが400万円です。町民のための400万円、今回ある国の国交省の個人を伴う補正予算ですよ4,200万円も出しておるじゃないですか。なぜこれをあなたは、私の言っているように1年先と、成果を見てからだ、そうじゃなくて成果見なくてもやるべきことはやらんならんですよ。これは私町長、あなた町長の立場やったらすぐにやりますよ、これ。

この紀北町の町民の福祉に対するものやらなくして、あなたなぜ町長になったの。紀北町の町民になぜあなたはしてやりたいというようなこと持って、そんなら町長になったんですか、それを聞かせてください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この町長選挙に立候補するものとしては、町民の幸せと町の将来、今も含めて発展を考えないものはいないと思います。

しかしながら、それはあなたがおっしゃるこのやすらぎ苑の補助金に対する復活を今やれ、しかし、私は来年度やらないとは言っておりません。これは検討する必要があるという含みを持たせて、私はあなたに答えているんですから、これは町民に対する福祉行政の一部なんです。だからあなたがそれを熱心に私に説いてくださる、その意味がよくわかっておるんです。だからこれを検討させていただきますということなんです、意味はですね。どうぞよ

ろしくお願いします。

**議長**

11番 入江康仁君。

**11番 入江康仁議員**

これ以上ですね、町長あなたやっぱり執行者ですから、私はいくら言うてもあなたはしない。またそのしないとは言ってないですね。来年考えると、しかしこの問題は残るよというところだけ私提議しておきます。この1年間に亡くなられた方々の補助金に対しては、また遡及適用になるかも、触れるかもわからないけど出してやるような形を取っていただきたい。

その中で復活を望むことを望んで、この件についてはこれで終わります。

次にし尿問題でございます。

やはり、さきほど町長は、収集業者にですね、いろいろな設備投資等についてはお金がかかるとか、何とか言っているけど、あなたこの許認可を下ろす認可者なんですよ。町民の声をきこえれば、やはり町民の声を重視して、そのためにあなたは業者に対しては町民から苦情のないようにやってくださいという、行政指導やっておるはずですよ。

だからこの問題によっては、逆に言うたら業者も悪い風評を、頑張っているけど、一生懸命やっているけど悪い風評も流されて困っておるかわからん。しかし、この体制を整えることによってですよ、業者も良くなり、払う町民も気持ち良く払える。また気持ち良く払える中にはありがたいの一言も出てくる。そうなれば業者との関係も必ずいい関係にもっていかれるでしょう。だからこれを行政指導の中で、もうこれは早急にやっていただきたい。そこはどうですか。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

ご提案、誠に有り難いと思っております。

そのように業者もですね、町民も納得のうえで、このし尿の行政がスムーズに行くように今後業者に対して話し合いの場を持つと、そのようにお答えさせていただきます。

**議長**

11番 入江康仁君。

**11番 入江康仁議員**

それはやはりですね、その業者に対してもやはりそのメーターね、メーターさきほど言う

たように設備投資になるけど、しっかり町長許認可者としてのあなたの権限なんですこれ、行政指導というのはね。そしてもう本当に今までの中で、またいわゆるその料金体制、町長、料金もちょっと高いとか言っている人もおるんです。ですから一家族4人とした場合、1ヵ月で収集してもうた。仮に5,000円だったと、仮にですよ。そうして20日で取っていただいたと、それでも5,000円だったと、なぜこの差が出るんだということなんです。

だからそういうことの中で、いろんな形の、それと言うたら収集するのにもやはり浄化槽の持っていないと、そのドボンというのと二通りあると聞いております。だからそれに対しても料金体制も業者と早急に詰めて、そして町民にわかりやすいメーターが大きく付いていればね、今さきほど町長はレベルで言ったけど、レベルはわからない私らも、あれはなかなか。それは業者が見ることであって、町民はわかりにくいから問題が起こる。だからメーターできちんとしたら町民も自分とで計算できるわけね。それやっぱり体制をちゃんと確立していただきたい。だからリッターいくらだということもですよ、きちんと町の広報などで各家庭に配布をしたっていただきたいと思いますが、その点どうですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今、ご提案いただいた案も含めてですね、町民の方々も納得がいけるように、あなたがおっしゃったように業者も喜んで、非常に対応がいい対応ができるように、今後話し合ってもらいます。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それでは町長のね、その許認可者としての行政手腕と、また指導に私もかけまして、この問題は一応これで苦情がなかったら終わりとなりますけども、また苦情あったら、また9月にせんならんで町長頼みます。

最後に巡回バスはですね、町長、私言っておるのは今、河合線は今回の予算でも出てきたように、三重交通がやっている、走っている。朝一便、昼から一便、それに対して町は助成金出してますよね、県との中で500万円ほど県出している。私はこれはもう要らないと思うんです。だからもうこれは町の三交に出す助成金は出さないで廃止していただいて三重交通に、そして地元の言うたらレンタカー会社か町でもいいです。前の巡回の試験をやったとき

のときと違ってですね、今度は利用する人たちの高齢者の方々の時間帯と止まるところ、やはり三重交通になればいろいろ路線の規制もあってですね、止まりたくても止まらない。しかし、町かレンタカー会社に委託してやるならばですよ。いろんな時間帯もその高齢者の方々が寄って、買い物しながら病院へ行きながらと、いろんな方々の前者議員でもあった透析とかいろんなことの問題も出てきます。そういう病院の通っている人、そういう人たちもずっと順番にですね、回りながら巡回できる町独自の私は巡回バスの提案をしておるわけです。そこのとこどう思いますか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この河合線についてはですね、県の助成も受けております。それでこれは営業路線ですんで、これを廃止しただけではですね、例えば5系統の町内に路線が走ってます。その路線が陸運局から許可をもらっています。そうすると河合線だけの廃止してもですね、ほかの路線を走るということは大変難しくなるんですわ。つまり重複しますからね、料金を取った場合に、そういうような交通行政の仕組みもあります。

私もよくそれは担当課のほうも調べた結果なんです。陸運局へ行って聞き取りをしてまわっております。その辺の難しさがあるわけなんですよね。旧町でやりました調査についても、その何というのですかね、巡回の交通路ですね、巡回の線がですね、非常に組みにくいわけなんですよね。料金を取った場合、わずか100円であろうと200円であろうとも、その辺の許可は恐らく下りにくいのではないかと思います。そこにまた1つの壁がある。

それから町民の皆さん全体の方々に利便性を持っていただきたいとなると、これはまた時間帯がですね、もうかなり複雑に要望が来ておりますんで、その辺のところもまた壁があります。

それから試験運行をやりましたけれども、乗車率は非常に低いんです。いろいろのことがありますが、しかし、議員もおっしゃっておられるように、世はまさに高齢社会へ進んでますよね。交通弱者もたくさんこれから出てまいります。あのときは旧紀伊長島町の議会議員にですね、いろいろと要望もしていただいたし、議論もいたしました。しかし、一旦は中断をしているのが現状であります。

この社会状況、それから行政の認可等を踏まえながらですね、再度また検討をしていく時期がきているのかなと私は今ちょっと思ってますが、そのような実態があるんです。

以上です。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

だから町長、町長の言われるのはね、お金を取った場合はそれは陸運局の行政管轄のいろんな許認可問題になります。しかし、お金を取らないで、私は言っておるのは三交バスに払っている河合路線に対する補助金等を、これ切ったらいんです。切れと言っておるんです。それで止めていただいて、新たに町のバスでやりゃいいじゃないかということなんです。十分その補正出してるなかでやれますよ。

ううんじゃないですよ。いや検討、だからううんじゃなくて、やはりお金を取らなかったらいいんですから、そうでしょう。だったらその中で検討したらいいじゃないですか。そんな100円、200円もらってするんじゃなくて、もうそんだけするんだって無料でやったほうが、これこそ本当に町民のための巡回バスですよ。そこはどうですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

無料であったらどこを通ってもOKです。

いや今聞き取りの段階では、議員も財政のことを勘案されたんでしょうから、そのときには無料という声は私には届いてないけれども、今、無料ということになりますと、これを検討して、さきほどの多角的な交通対策を検討していきたいと考えておると、このように答えましたんで、その姿勢をもってどうやったらいいのかということも考えて、担当課、複数の課に及んでですね、これは十分協議すべきですよ。そう思います。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

だからですね、今回の場合は海山町と合併する前の旧紀伊長島町においての試験だったと、その中で聞いているのはやはり利用する人たちの時間帯、いろんなものの意見を聞かなくして行政主導でやったと、そういうことも聞いております。

だから今度はやはり自治会なり、また河合線だったら河合線を起点とした河合地区の人たち、その沿線におる方々の意見を聞きながら、時間帯とかいろんなものは考えよと言ってお

ることなんです。そして今回は紀北町となった、海山区も入ったんですから、当然島勝、白浦ね、引本、ずっとあります。だからそのところもやはり考慮して、やはり紀北町としての巡回バスの構想をやはり考えていただきたいと思っておりますが、その点どうですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

当然、紀北町全体的なですね交通弱者に対しての配慮、それから町民の利便性、私は気になるのは透析とかですね、病人に対する配慮ですよね。その辺どうも、そうするといくつもの目的があって、どれを主題にするのかということによって、路線が決まるような気がします。1台、2台で対応できるのかという問題もございます。いろいろ複雑なものがありますけれども、検討させていただきたいと思います。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

今の1つの例を取ってね、透析なんかのところで言われましたけども、透析するための施設は紀伊長島区にはあったかな、ないな。尾鷲まで行くんですよ。だからやはりその中は紀北町の管内ですから、あくまでも巡回バスというのはですよ、紀北町の中でやるのが基本です。尾鷲には行けない。だからそれに対してもですよ、路線バスの尾鷲まで行くバスの時間と連結するような時間帯を考えやなあかん。それは当然、この役場の課長連中ら頭脳集団ですよ。町長、1つプロジェクトチームをして考えよと、やってみよと、そして現にやってみて、そして町長が言われるように財政が困難だから、こんだけ要ったよと、しかし利用者がこんだけだったと、それで廃止をせなならんというのやったら、これも納得するだろう、町民も。

しかし、やらずしていろんなことを考えずしてですよ、今のままでやっておれば皆不満が溜まりますよ、これは町長。だから紀北町となったんだから、紀北町まず町民の民意がどこにあるか、そして町民のあなたは常に言うておるように、生命財産守るのはあなたの責任だと、あなた言うてる。だから町民の一般の方々のレベルまで、やはり町長も下りていただいて、町民と一緒にレベルの視線で私は考えていただきたい。

そしてこの巡回バスを必ず、その三交なんかのいろんなもう補助金も切ってますよ、新たにやればどんどん財源もまた生まれる。その財源を回したらいいことですから、それに対する上乗せ予算はこれは町民は認めます。町民のためにするんだからね、そういう考えの中で、

そのプロジェクトチーム、そのあれを組んで一回路線の配置図、また時刻表とか、そういうものちょっとつくっていただきたいと思いますが、その考えがありますか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

いや、これは検討すると申し上げているんですから、プロジェクトチームか検討委員会かそれはわかりませんが、そういうことをいろいろ議論し、審議することをやってまいりたいと考えます。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

どうも本当に3つの問題に関しては、本当に町長に前向きな本当に答弁をいただいたんで、この本当に紀北町の町民も本当に喜んでおると思います。また本当に明るくなってくると思いますよ、町長。これだけ発言したことだけは町長あんた守ってくれなあかんよ、この議会だけじゃくて、それだけは念を押しておきます。

そして最後に、お魚らんの移転問題ですけど、それさきほど町長は3月議会に私の質問に姿勢は答えたと言っているけど、そうじゃない。その移転問題の中で移転するのに、あなたは移転しないと言っているところに問題があるということで、私は質問も途切れて、時間がなくて、だから国交省の問題はあなたは移転ということの中で話ししながらですよ、そして移転補償だけ町はもらって移転しないって、こんな馬鹿なことはあらへんよ、これは。

だからやはりさきほども言うたように、企業起こしをする、誘致を積極的に進めておるって、考えあんた前向きに考えていると言った町長がですよ、この既存のあるこの業者たちがやりたいと言うのね、町の自分とこの施設だからこれはもう建てないだと言って止めやすいな権利はないですよこれ町長、行政として。そこのとこどう考えますか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今、あなたのご質問に答えた3月議会の私の答弁は、まだあなたに伝わってないように、私は受け止めました。つまり国の移転補償というのは移転補償を国が出したんだから、受け取った町が即座にやらなきゃいけないということではないんです。私はそれは国交省と確か

めました。今は適地もない。それから高速道路が6年後に通る。それは間もなく通るわけなんですよね、6年後に。

それから今度は42号の車の動き、人の動き等が変わってきますよ。だからそれを見据えたうえで水産の物販施設の産業振興を考えるという意味なんです。ですから、移転補償もらったからすぐ移転して建てるということではないんです。そこをどうぞご理解ください。

**議長**

11番 入江康仁君。

**11番 入江康仁議員**

それじゃ町長、その6年後に高速道路して変わると、どういう変わるようにみてるんですか。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

つまりですね、それはわからんけども、何か変わると思う。高速道路が来てですね、町内の車の動き、人の動きは変わってくるだろうというのは通常じゃないでしょうか。

**議長**

11番 入江康仁君。

**11番 入江康仁議員**

あなたそんなら言っておんのは、高速道路ができたなら通り抜けになるよということをおっしゃるんでしょう。何にもそんなら施設はできないよということじゃないんですか。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

それはそういう意味ではなくて、適地も今のところはないんです。探しましたよ。探したけど適地はまだないんです。ですからもう少し町全体、紀北町全体の水産振興の中での物販施設等を勘案しながら、計画をしたいということをおっしゃっているんです。

**議長**

11番 入江康仁君。

**11番 入江康仁議員**

1つの提案としてですよ、町長、その道の駅のね、その国交省の横の左側、入口のそこ

ろ、これは必ず町長、これは高速道路よっての移転ですから、やはり町、私たち町会議員とか、町民とかの意見では聞かない。しかしあなたが紀北町の長としての意見を言えば、必ずできる、これは。あなたもっと汗をかかなあかん。そいでできないんだったから、国会議員の三ツ矢先生もおるじゃないですか、国交省の官僚の。なぜそういう人をつないでやろうとしないんですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

国会議員にお願いすることは、たびたびやっております。この問題だけじゃなくて、もっと別なことでもね。それを今、議員はあそこの道の駅の入ったところを活用すればどうかというご意見ですね。それを再度要望してみましよう。国交省のほうへ。

11番 入江康仁議員

要望じゃない、あんたが言うたらできるというの。

奥山始郎町長

わからんそんなものは、わからんて。

議長

入江議員に申し上げます。一言で締めていただきたいと、時間ですので。

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、それではねやはりさ、私ら町議会議員が言っても駄目だということ、あんたトップなんだから、これもう一回きつくしてね、そしてこれもしあれだったら町議会議員も皆同行するよ、それで一回やったらどうですか、やって汗かいて何もかもやっておる中で、業者たちも皆努力しているなという姿勢を見せたなかでね、納得したら業者も考えは変わってくると思うんです。今は口先だけでやっておるから業者も怒っておるん。いやいや本当だよ町長あんた。そこのとこどうですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

再度、国交省のほうにあそこの活用について、要望してまいります。

議長

11番 入江康仁君。

**11番 入江康仁議員**

それではね、今回その業者の人らの方がやはり和解交渉というんか、何かその裁判所からのあれも来ておると聞いておる。しかし、もう二度とねこの訴訟問題とかなるようなことには絶対しないしてほしい。それはわし当事者として本当にぎりぎり絞めておるからね。そしてそういうような訴訟問題が続々起こるような行政の町ではね、何も発展もない。だからこれを肝に命じて町長、本当に明るくて元気のある紀北町づくりをやっていかなあかんのやで、今の業者は既存の業者のことを考えてやっておいてほしいと思います。そこだけ答弁いただいて終わります。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

実際、私としても町民同士で訴訟問題することについては、大変苦しんでおります。ですんで、できるだけそういうことのないように努力します。

**議長**

これで入江康仁君の質問を終わります。

それでは、3番 近澤チヅル君の発言を許します。

**3番 近澤チヅル議員**

3番 近澤チヅル、19年度6月議会一般質問、最後の一般質問をさせていただきます。

前者より体は小さいですけど、心は負けないように元気いっぱい質問させていただきます。

憲法が生きて、そして平和で住みよい町をつくりたい。そういうことを目指して質問いたします。5月3日で憲法ができ60年が経ちました。この60年間、日本国憲法は平和、人権、民主主義を守るため、私たちの営みを土台からしっかりと支えてきました。

ところが、安倍内閣は時代後れなどと、とんでもないことを主張し、国民投票法案まで通してしまいました。私は現行の憲法を守っていくことが21世紀、未来に希望の持てるまちづくり、国づくり、そのことの本領が発揮されるそのことを信じ、その立場で今日は憲法25条、9条について質問をいたします。

憲法25条は、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとあります。この生きる権利、生存権、これが25条で守られております。小泉内閣の構造改革により、その生存権が大変危うい状況になって、私は心を痛めております。

その中で今日は3点について、今、町、国で起っていることについて質問をいたします。

1、年間問題について、5,000万件を超える年金記録が宙に浮き、そのために受け取る年金が減らされたり、受け取れなくなったり、保険料は払っているのにその払い先がわからなくなってしまっております。これは国が詐欺をしているようなもんだ、私の年金は大丈夫かしら、そういう不安とそしてこの50万件の宙に浮いた年金を解決しないまま、社会保険庁解体法案を強行採決したことの怒り、町民はいっぱいでございます。なぜこのような問題が起きているのか、97年政府は公的年金加入者各自に1つの基礎年金番号を割り当てて、それ以前に人によって複数持っていた年金番号を統合する作業を始めましたが、手書きの年金記録をオンライン化する過程で入力ミスもあり、大変困難が予想されました。

しかし、この10年間にその努力をせず解決ができませんでした。歴代の厚生大臣の責任も重大です。この未統合の保険5,000万件の中に、国民年金は6年6月1日現在1,128万928件あると言われております。国民年金制度が発足した昭和36年から平成14年度までは、40年余りにわたり市町村が保険料を受け取っておりました。そして平成14年度に社会保険庁にその納付義務が移管されました。この国民年金、将来を見据えて乏しい年収の中から、老後のためにと貯めたお金でございます。社会保険庁に移転されましたが、当然この紀北町にもその年金台帳、被保険者名簿が保管されていると思っておりますが、どうかお伺いいたします。

そしてこの消えた年金問題、国民に町民に一切責任はありません。被害者を1人も残さない1日も早くという立場で、あらゆる手段で国の責任で解決するよう、紀北町として意見を国に上げていくべきだと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

2、住民税の増税について、6月10日ごろ、役場から住民税の通知が届きました。通帳を開いて住民税が上がっておりました。2倍になる、3倍になった、そういう声でいっぱいでございます。収入は増えないのに引かれるものは増えるばかりで、もうこれでは生活できない、払えない、なぜこのような大変なときに年金は下がるばかりです。だれが一体こんなことを決めるのかと町民の皆さん、特に高齢者の方はもう悲嘆にくれております。国は19年度からあなたの所得税と住民税の税率が変わります。地方のことは地方でという方針のもと、地方分権を積極的に進めていく三位一体改革が実現します。その柱といえるのが今回の税源移譲です。

税源移譲で所得税と住民税の税率を変えることで、国の税収は減りますが、地方の税収は増えることになります。それはおよそ3兆円の財源が国から地方へ移譲されると宣伝してきました。所得税は1月から減り、総額3兆円減り、住民税は約3兆円増えております。紀

北町でも今年度町民税は前年度に比べて大幅に増額になります。しかし、税源移譲では所得税と住民税を足すと合計は前年度と変わらない。このような通知を納税書の通知書の中に説明書を入れております。

ところが税源移譲だけでは変わらないと言っておりますが、税源移譲だけでも増税になる場合があります。国と一緒にあって合計は変わらないと説明してきましたが、実態はどうかお伺いいたします。

今回、合計は所得税と住民税の合計は変わらないと言いますが、実際には定率減税が廃止され、年 1.7兆円もの国では増税になると言っております。紀北町でも 1 億 2,000万円住民税が収入が増えると聞いております。所得税、住民税の定率減税は1999年の税制改正で、景気対策の一環として大企業減税、法人税の引き下げやお金持ち減税、お金持ちの方の所得税の最高の税率を下げる。このこととともに導入されました。

しかし、今回の定率減税の減税は庶民だけで、そのとき下がった大企業の減税と大金持ちの減税はそのままにしております。そして定率減税だけが下がってしまったのです。庶民には増税、大企業、大金持ちには減税というこの逆さまの税制に対しても、町民は今怒っております。こんなことだれが決めたんやろ、そう言っております。

国の方針に従い増収分は住民サービスの向上、住民負担の軽減に使うべきだと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

3、生活弱者である透析患者の通院交通費助成について、これは同僚議員からもたびたび質問されておりますが、今回腎友会の方から要望があったということで紹介させていただきます。これは去年の平成18年の7月20日付けで、三重県の腎友会から各市町福祉担当者宛に助成についてのお願いが出されております。その内容は各市の交通費の助成についての一覧表を作成したので郵送させていただきますということです。

地域の格差があり、条例にあるところもないところもあり、通院のための負担が大きくなっている現状があります。透析患者の高齢化と糖尿病腎症の重複患者によって、1人では通院が困難な患者が増えており、介護保険による有償運送による介護サービスを受ける患者も年々増加にあります。ちょっと省略いたします。各市町の福祉に携わる方々、私たちは1日4時間から4.5時間の透析を週3回しなければ命を維持できません。継続的に日常生活、また社会生活に制限を受けています。さらにこの週3回、月にいたしますと、13回から14回透析をするのに、往復の費用がかかることをご理解して、低所得者には所得に応じたサービスを提供していただくようお願い申し上げます。

こういうお願いの文書が各市町村に18年の7月には届いております。紀北町にも届いておると思いますが、これを受け、福祉課の担当者としてどう検討されたのか、町独自の支援を早急にするよう求めます。もう透析患者は待っておれないのです。

3、憲法9条について、憲法9条は朗読いたします。日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の策動たる戦争と武力による威嚇、または武力の行使は国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。前項の目的を達成するため、陸海軍、空軍、その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。というものです。

この憲法は、東南アジア、アジアの2,000万人もの人々、そして日本国民の300万人もの人々の尊い命の犠牲のもとに、二度と戦争はしないと誓い、つくられたものです。私は世界の宝だと思っております。だからこそ日本はこの60年間戦争をせずに平和に過ごすことができました。憲法9条改正で平和は守れるのでしょうか、町民の安全と安心を守る最高責任者である町長の考えをお伺いいたします。

以上で一回目の質問とさせていただきます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

近澤議員のご質問にお答えいたします。

年金問題について、被保険者名簿を保管しているかどうかというお尋ねですが、被保険者の資格得喪、納付記録等につきましては、当初は紙台帳で行っていましたが、平成5年に旧紀伊長島町、6年には旧海山町が電算化して社会保険事務所への納付記録等の報告につきましても磁気データで行ってまいりました。

平成14年4月からは地方分権一括法の施行により、納付、資格得喪等の事務が国に移管され、市町村での事務は協力連携のもとで各種受付事務のみとされたところであります。

このような経過のもと、被保険者台帳につきましては、社会保険事務所に同様のものがマイクロフィルム化され存在しておりましたので、この紙台帳の廃棄に当たっては社会保険事務所に確認のうえ、合併前に両町とも焼却処分をしたところでございます。

次に、国の責任で解決するよう意見をあげるべきであるということですが、せっかくこの先の生活のためにと一生懸命納めた保険料が年金額に反映されない、されていないということは、由々しき問題であり看過できないことではありますが、国が責任を持ってこの問題を早急に解決すべく、今国会で審議されている状況にありますので、今しばらく成り

行きを見極めたいと考えております。

次に住民税についてであります。平成19年から地方のことは地方でという地方分権の方針のもと、所得税から住民税へ税金を移し替える税源移譲が実施されました。この税源移譲に伴いまして住民税の税率が5%、10%、13%と所得に応じて段階的にアップする超過累進税率から一律10%のフラットなものへと改正され、住民の皆さんに負担をしていただく住民税が大きく変わりました。

一方、所得税では、住民税の税率の改正に合わせて、所得税率を改正しており、つまり住民税の税率がアップする所得では所得税の税率をその分下げ、住民税率が下がる所得ではその分所得税率を上げることによって、この税源移譲によって住民税と所得税とを合わせた全体の税負担は変わることがないように改正されております。

ただ、実際の負担額は景気回復のための定率減税措置がとられなくなったことや、納税者の皆さんの収入の増減などにより変わってまいります。

なお、住民の皆さんからの今年度の住民税額が増加したことに関する問い合わせにつきましては、納付書発送後の一週間くらい、役場窓口や電話にて1日に10数件の問い合わせがありました。これらの件に対しましては、税務課において改正された内容や所得の増加など税額が増加した原因をできる限り丁寧に説明させていただきました。

税源移譲により今、回収増となりました住民税につきましては、すでに平成19年度予算で収入として見込んでおり、当町の実情に合わせた施策を執行するために反映させていただいているところでございます。

しかしながら、次年度以降は税源移譲による所得税の減収に伴う地方交付税の減額も予測されるところでありますが、これまでのサービスを低下させることなく、今後におきましても住民のニーズを十分把握し、議会の意見もいただきながら、安心して暮らしやすい町づくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、透析患者の通院交通費助成についてであります。現在、紀北町には約70名ほどの方が人工透析を受けられ、そのほとんどの方が尾鷲総合病院に通院されているものと思われまます。また、その通院の方法としてはバスなどの公共交通機関、NPO法人等が実施しています福祉有償運送、そして自家用車によるものと思います。

議員ご指摘のとおり県下の自治体におきましては、半数以上の自治体がこの通院にかかる費用につきまして、何らかの助成を行っております。内容につきましては車のガソリン代やタクシーの利用券などでありまして、一部条件がつけられています。このような状況ではあ

りますが、財政が苦しいと言われていて、東紀州地区の市町については、現在のところ助成を行っているところはないように聞いております。

議員ご質問の趣旨はよく理解していますが、財政の厳しい当町としましては、今すぐの実施は難しく、東紀州地区の市町の状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

次に、憲法第9条改正の動向と平和についてのご質問ですが、私は戦前の生まれであり、かつての痛ましい戦争の記憶は今もお強く残っております。そのような戦争は二度と起こしてはならないと平和の大切さを強く認識しております。

最近の日本国憲法改正問題の動向につきましては、私もマスコミ等で承知しております。特にご質問の憲法第9条、戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認の改正については、さまざまな国民的議論がなされており、また国際的にも大きな注目を集めております。

国は自国を守るという最低限の国の役割は守らなければならないと考えます。憲法の改正に向けて、先般、国民投票法が国会で可決、成立いたしました。今後政府も国民の意見をよく聞くことが大切であり、また国民に戦争について平和についてもっともっと考察を深めていくべきであると考えています。

以上でございます。

**議長**

3番 近澤チヅル君。

**3番 近澤チヅル議員**

それでは被保険者名簿の保管についてですね、質問したんですけれども、平成14年でその保管している義務はなくなったんですけれども、私壇上でも言いましたが、本当に国民年金はですね、給料から差し引かれるものではなくって、自分で働いたお金の中から自分で納めなければならない、さっ引く、本当に弱い立場の人たちが40年余りその町に納めてきたお金なんですね。その大元になるものをですね、義務がなくなったから焼却したって聞いたら、私は町民は怒る、義務がないから法的には関係がないんでしょうけれども、尾鷲市はですね、新聞報道によりますと取ってまして、今度の消えた年金でもそのことを公表すると言っております。これ地方新聞に載っております、ああ良かったな、尾鷲市の人たちは自分でも自分の納めた記録がまだその自分の自治体に残っていると思ひまして、昨日かなんかテレビではですね、名古屋市の市長が本当に住民の皆さんが大変な思いをかけて、そして老後に安心できるようなその国民年金の場合、今でもですね、40年間かけて6万7,000円なんです。

そして国民年金のこの紀北町の平均は4万5,000円、月ですね。そういう方がですね、記

録をマイクロフィルムで社会保険庁に出してやったから焼却しました。なくなったものをどうすることはできませんけれども、皆さんの大切なお金なんですから、これからですね、こういうことはないと思うんですけど、皆さんの扱っているものがありましたらですね、義務でなくってもやっぱり町民一人ひとりのその大切なお金をですね、大切に、そうするよう職員の方にも指導していただきたいと思います。

公務員の方は40年間納めて、何も心配は要らないと思うんですけども、今度の消えた年金でもですね、一番落ちているかも知れないというのは、厚生年金の間に国民年金を掛けているとか、そして結婚して姓が変わった、住所が変わった、そして高齢者の方が一番多いとされておりまして。その方たちは大切にするためにもですね、是非もう終わってしまったんですけども、本当に非常に残念でございます。

このことについても、あとには戻らないと思いますけど、町長もどのように考えておられるか、答弁をお願いしたいと思います。これ私の昭和48年の国民年金の台帳が出てきたんですけど、厚生省の海山町の出納で扱っているんですけど、昭和48年私何歳かちょっとわからん、独身でしたけれども 550円でした、国民年金。その大切な 550円を毎月貯めた記録なんですね。それをまあ焼却してしまったというのは、本当にショックです。町長はどないにもなりませんけど、このことを聞いての感想でもいいですから、お答えください。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

その焼却するにあたりましては、社会保険事務所とですね、同様のものがマイクロフィルムって議員もおっしゃいましたけれども、それにきちんと撮影をされまして、それから社会保険事務所に行って確認のうえ、焼却をいたしております。その辺の事情はご理解をいただきたいと思います。

**議長**

3番 近澤チヅル君。

**3番 近澤チヅル議員**

理解と言うのですが、もう何も戻ってこないんですから、本当に社会保険庁へして尾鷲市は残っているんですね。そのことだけはちょっと覚えておいてください。

そして国の責任で解決するように意見を上げるべきでということに対してですね、今しばらく様子を見るということですが、私は今先日の1日目の議員の回答の中でですね、第三者

機関とか国もやっているの、国の責任でということですが、今やっている安倍内閣のやっていることはですね、照合すると言っても、第三者機関に照合をすることも、氏名性別に、生年月日だけで結果は公表しないということですね。疑いのある場合は本人に通知をして、届出があった場合だけのみ調べるというので、97年のとあまり変わらないと思うんですよ。

それで私これは共産党の主張なんですけど、国民年金もらっている方は社会保険庁からもらっているんですね。納めている方は納めなさいと言われて納めているんですから、社会保険庁の今の情報を全部出したらですね、今もらっている人の記録は全部すべてわかるわけですね。だからすべての受給者と年金これから加入者に対してね、社会保険庁がやれば私はやれると思うんです。そのことについてですね、皆の不安がなくなることの私一番の方策だと思いますので、私やっぱりこのことも国について町から意見を上げていっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

国のほうは、今政府はですね懸命に国民の信頼を得ようとして、いろいろこの頑張っておられる。そういう中で、今議員がおっしゃった方法ですね、社会保険庁が今年金を払っている方のデータを出せば一番早いんじゃないかというご意見は、内部的には持ってらっしゃるのではないかなと思っております。

**議長**

3番 近澤チヅル君。

**3番 近澤チヅル議員**

内部的にはって、政府が持っているということですね、保険庁がですね。これは昨日もですね、共産党の志位委員長がですね、政府に申し入れておりますし、国会の中でもそのことを小池議員が質疑の中でもしているので実現するとは思いますが、是非町からも意見をそうすべきだということも上げていただいたら、早く実現できて皆が安心するのではないかと思いますので、再度お願いできませんか、答えを。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

これまで近澤議員においてはですね、いろんなことを国に町から直接要望してくれというご意見が非常に多くございます。そのときに私がこれまで答えてきたのは、三重県には三重県町村会があるし、全国町村会もございますし、そのルートでですね、申し上げるのが効果が大いのではないかと答えてきたと思います。

その辺のルートで申し上げることを考えていきたいと思います。

**議長**

3番 近澤チヅル君。

**3番 近澤チヅル議員**

是非、議長会のほうもその方向に進んでいるという情報もありますので、是非お願いしたいと思います。

そしてそのもう1つですね、この消えた年金問題を解決する、その一生懸命やっている中でですね、社会保険庁の解体の民営化の法案が強行されようとしておりますけどね、この法律には国民年金保険料を滞納した人から、関係のない健康保険料の保険証を取り上げたりですね、短期の保険証を取り上げるという、そういう内容も含まれておるんです。

国民年金を払わなかったら関係のない健康保険まで取ったろというのが、含まれているんですけども、今回成立しようとしておりますが、この内容ご存じでしょうか。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

その辺、ちょっと私は不案内にしております。

**議長**

3番 近澤チヅル君。

**3番 近澤チヅル議員**

そういうこともありますしですね、社会保険庁はですね今、解体民営化よりもやっぱりこの消えた年金を一番早くですね、1日も早く国民が安心するようにすることとともにですね、天下りとか、保険料をほかのところに流用しているとか、そういうことを解決してからこそ、一番の社会保険庁の任務だと思いますが、これも国に上げてけと言ったら、また市町村会とかと言うとは思いますが、私はこれも是非上げて行って、それが本当に町民を安心、この年金問題からですね、安心させることの1つだとは思っていますので、答弁をお願いします。

**議長**

奥山町長。

奥山始郎町長

議員が今おっしゃっている内容についてはですね、よく情報を取って実態を見てですね、なるほどそれは正しいのではないかという認識のもとに、対応したいと思います。

議長

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

是非、その方向でお願いしたいと思います。

私は真実に基づいて発言しているつもりですので、よろしく願いいたします。よく勉強していただきたいと思います。住民課のほうへも。

そしてですね、年金のことにつきましては、やはり本当にお年寄りの方にとっては本当に生きる問題です。はい、そのことで25条にかけて質問させていただいております。

住民税なんですけれども、住民税のことです、ちょっとあれなんですけども、国民年金知っていますか、実はお得で安心なんです。納めた金額以上に受け取れます。老後も万一のときもサポートします。こういうのあるんですけども、これは住民課の窓口にあるんです。本当にこのようになる国民年金になるようにですね、町のほうも皆さんで心がけていただきたいと思いますし、そのように努力をしていただきたいと思います。

そして住民税のことなんですけれども、これはですね、総務省が出している今度の住民税、所得税と住民税が変わるぞというパンフレットなんです。これ県庁からもらってきました、私。この中でですね、税源移譲によって地方は必要な財源を直接確保できるようになります。これにより住民はより身近でより良い行政サービスが受けられるようになります。このように変わりますって、これ国が言っておるんです。

そして、わあこれすごいなと思いましたが、1階のポスターもですね、これと同じことを庁舎の下に貼ってありました。私それ剥いでくるわけにはいきませんでしたけれども、庁舎の中にも貼っておりますので、さきほど町長はですね、いろんなことを鑑みて住民サービスとかに私は使うべきだということに対して、すぐにより良い返事はいただけませんでしたけれども、やっぱり国でさえですね、地方税が増えるから住民サービスが上がるんやと言っているんですから、是非そのところをですね、一般会計でもお年寄りの方、今回一番影響受けるんですけれども、給食サービスとか、それから健康診断が倍になったとかですね、さきほどほかの議員も言っておりましたけども、本当に弱い方が困るような施策を生み出してお

りますので、一般会計に入れてしまってサービスの向上はあまり期待できないと言っておりますけれども、そのための税源なんですから、是非考えていただきたいと思います。そのことについて町長のお考えは変わりませんか。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

この次年度以降はですね、税源移譲による所得税の減収に伴う地方交付税の減額も予測される場所であってですね、これまでのサービスを低下させることなく、今後におきましても住民のニーズを把握して、議会のご意見もいただきながら、安心して暮らせるまちづくりをやっていきたい。

つまりですね、相当期待をしておりました合併による増収は、ことごとく減収となってきて、非常に全国の市町は苦しんでおる現実を踏まえてですね、税源移譲がそのまま増税ということにはすぐには思えないところがございます。

**議長**

3番 近澤チヅル君。

**3番 近澤チヅル議員**

税源移譲がそのまま増税にはならないっていうお答えでしたけれども、所得税はですね、今年の所得に対して課税され、住民税は昨年の所得に対して課税されるんですね。その場合は、来年度から増税になるんですよ、その方。それは政府認めておまして、そのことは総務省も予想しておったのか、今度の税源移譲の住民税の増額についてですね、平成6年度の地方税改正でも収入が激減した人の一部を救済するための経過措置が盛り込まれております。と書いてありました。この内容について詳しく説明していただきたいと思います。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

そのことにもっと詳しい担当課長に説明をしていただきます。

課長、よろしいでしょうか。

**議長**

上村税務課長。

**上原晴彦税務課長**

近澤議員の質問にお答えします。

住民税の平成19年度は平成18年度中の所得に対して課税ということになるのに対しましてですね。所得税の平成19年分は平成19年度中の所得に対して課税されるということになっております。この規定の改正についての特例のことなんですけども、特例の規定はですね、この制度も始まったばかりで、今のところそういった特例についての考え方は、うちの町ではちょっと考えておりませんけども。

議長

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

私はですね、ちょっと説明の仕方が悪かったかも知れないんですけども、紀北町独自にその減免措置をつくれとか言っているんじゃないくて、総務省はやっぱりそういうことも予想してですね、制度として今回増税と同時に経過措置も盛り込まれていると私は情報で、これも確かなことだと思うんですけども、そのことについてご存じないのでしょうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そのあなたのほうが大変詳しい情報を得ていらっしゃるんで、当町の税務課のほうでは、まだそこまで情報入ってないんでしょうかね、その辺は誠にあなたにとって不安でしょうけれども、入り次第、またお知らせいたしたいと思います。

議長

町長、税務課長がふってくれて。

奥山町長。

奥山始郎町長

そういうことを担当課長が説明できるだけいたしますんで、課長に説明をお願いします。

議長

上村税務課長。

上原晴彦税務課長

その情報はですね入っておりません。担当課にも、はい。

議長

3番 近澤チヅル君。

### 3番 近澤チヅル議員

時間かないのですみません。是非ありますので調べてくださいね。絶対あります。私はわかっているんですけど、今言いません。

それですね、もう時間がないので、一番肝心の腎友会のことについて3分間でまとめることはできないんですけども、私今回ですね言わせていただいたのはですね、腎友会の方は3種類の方向で自分で運転していく方、それでだれかに家族に乗せていってもらう方、そして有償サービスを利用している方、3つのことに分けられると思うんですね。

ところがそれがいつまでも続くとは限らないんです。明日になったらもう自分で動けなくなる。そういう状況の下でもですね、かも知れないということですね、大変苦しい中で1日3、4時間、そしてあくる日のことを受けております。透析をですね、そしてこの方たちの年金は2級、障害者年金の2級ですと6万7,000円、そしてもうこの方たちは生活をするか、透析をして維持ができるわけなんですけれども、6万7,000円で生活するのにいっぱいなんです。

そうすると透析は受けられなくなって、もう生きていられない。そして透析を受けるのに通勤費を払うと生活、食べるものの費用がない。そういう状況の中でですね、本当に苦勞して生活しております。いろんなことを考えていくというお話でしたが、是非私はこの方たちちゃんと理解していただくために、町長に一回会っていただきたい。私連れてきますので、最後にそのことについてお約束をしていただけないのか、このことを言いまして私質問終わらせていただきます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その透析患者の方に会えということだと、会いますよ、いつでも。

議長

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

はい、ありがとうございます。

議長

これで近澤チヅル君の質問を終わります。

以上で、通告済みの質問はすべて終了いたしました。

---

議長

それでは本日はこれで散会といたします。

どうもご苦労様ございました。

(午後 4時 25分)

---

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 19年 9月 11日

紀北町議会議長 尾上壽一

紀北町議会議員 平野隆久

紀北町議会議員 島本昌幸